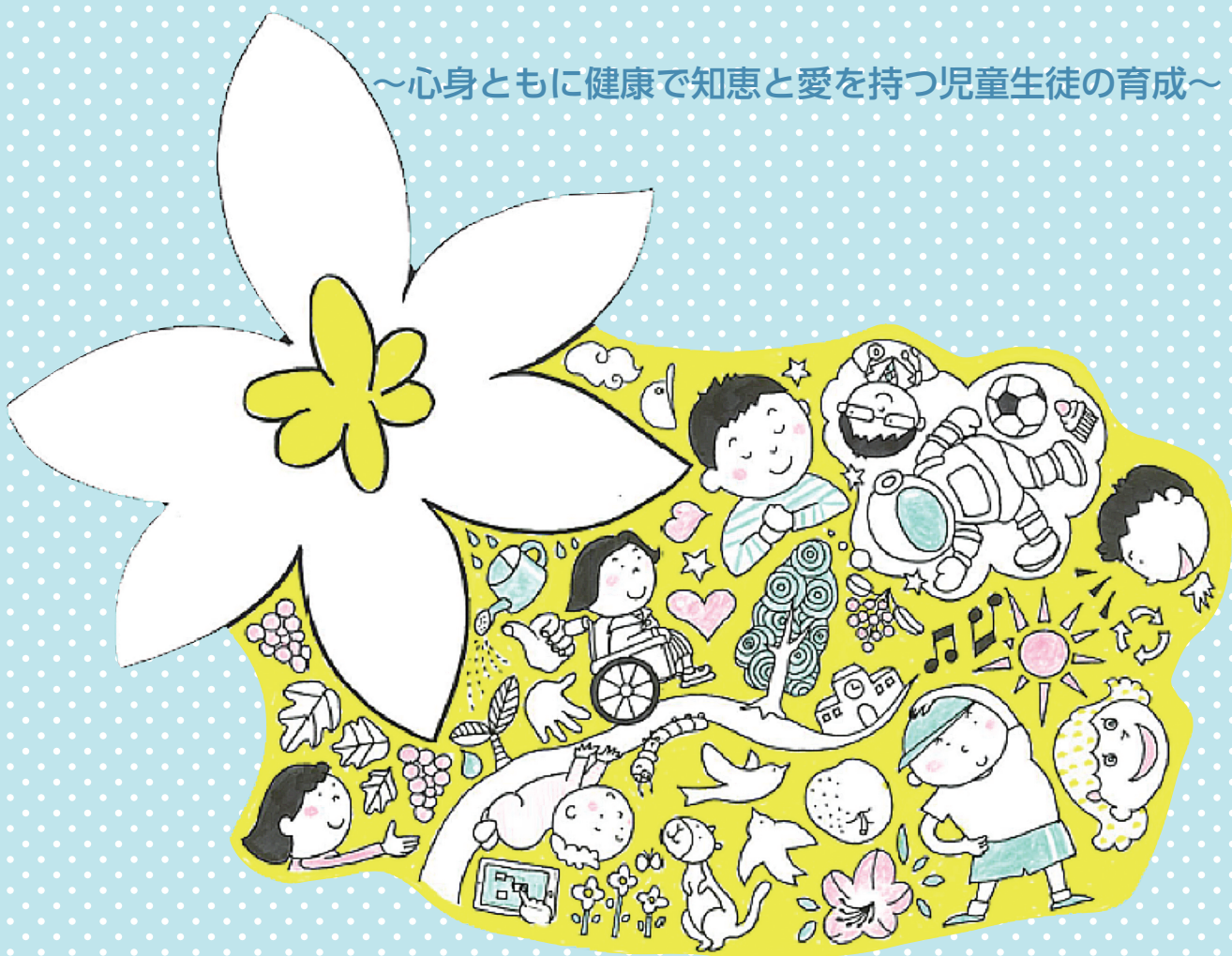


# 第3次大府市教育振興基本計画

【2021～2025】

～心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成～



令和3年(2021年)3月  
大府市・大府市教育委員会

## はじめに

本市は、平成24年に策定した「第1次大府市教育振興基本計画」から、一貫として「心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成」を基本理念とし、子どもたちが自ら学び、自ら考える力を育むことを基本として、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開してまいりました。

現在の教育を取り巻く課題は日々変化し、教育に対するニーズも多様化していることから、更なる取組の充実を図る必要があります。また、超スマート社会の到来やグローバル化が一層進展する中で、急激な社会変化に対応し、子どもたちに予測困難な社会を生き抜く資質・能力を身に付けさせることが求められています。

このような状況の中、本市におけるまちづくりの最上位計画「第6次大府市総合計画」の政策目標である「子どもが輝くまち」の実現を目指し、令和3年度からの5年間に計画期間とする「第3次大府市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画に位置付けしました各種施策を展開し、多様化する教育ニーズに対応するため、不登校児童生徒への支援、特別支援教育の充実等を行うとともに、急速な技術革新に対応したICT教育の推進、グローバルに活躍する人材を育成するための外国語教育の推進等に取り組み、学校、家庭、地域、その他関係機関と連携を図りながら、新たな課題に対応した教育施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定に向けて、御尽力いただいた大府市義務教育推進協議会委員の皆様をはじめとする市民の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後も子どもたちの明るい未来を築くため、本市の教育行政に対し、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月  
大府市長

岡村秀人



# 目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり	3
5 人口・児童生徒数の推移及び今後の推計	4
(1) 人口	4
(2) 児童生徒数	5
第2章 国及び愛知県の動向と新たな課題	6
1 国の動向	6
2 愛知県の動向	7
3 教育を取り巻く環境の変化と今後の課題	7
第3章 大府市の教育が目指す方向【教育大綱】	9
第4章 施策の展開	10
1 施策体系	10
2 施策の方向性	12
(1) 命を大切にす豊かな心の育成【徳育】	12
(2) 個に応じた教育の推進【知育】	23
(3) 健康・体力づくりの推進【体育】	36
(4) 社会に貢献しようとする態度の育成【協働】	41
(5) 幼保児小中連携教育の推進	49
(6) 教育環境の充実	52
第5章 計画の進行管理	64
1 進捗状況の把握	64
2 目標値の考え方	64
3 計画の見直し	64
4 計画の推進体制	64
5 成果指標一覧	65
資料編	67

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画の策定趣旨

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により、地方公共団体は、国が定める教育振興基本計画を参酌して、その地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本市では、この規定に基づき、平成24年（2012年）に第1次大府市教育振興基本計画を、平成29年（2017年）に第2次大府市教育振興基本計画を策定して、教育振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成26年（2014年）6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）で教育委員会制度が見直され、新たに地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議を設置すること、地方公共団体の長が「教育大綱」を策定することなどが規定されました。

本市においても、この法改正に基づき、大府市総合教育会議を設置し、教育大綱の策定について市長と教育委員会で協議や意見交換を行い、平成29年（2017年）に「大府市教育大綱」を策定しました。

この大綱の中で、基本理念を「心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成」とし、第2次大府市教育振興基本計画の中に位置付けました。

そして今回、第2次大府市教育振興基本計画が令和2年度（2020年度）末に計画期間を終了することに加え、本市におけるまちづくりの最上位計画である「第6次大府市総合計画」が令和2年（2020年）4月から開始したことを受け、計画期間を令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までとする「第3次大府市教育振興基本計画」を策定しました。

現在、急速な技術革新、グローバル化の進展など、社会を取り巻く状況は急速に変化し、学校教育の分野においても、新しい時代に対応した施策が求められています。本市では、こうした変化を受け止め、「大府市教育大綱」やこれまで本市が推進した施策を継承しつつ、本計画に基づき、新たな課題に対応した教育施策を推進していきます。

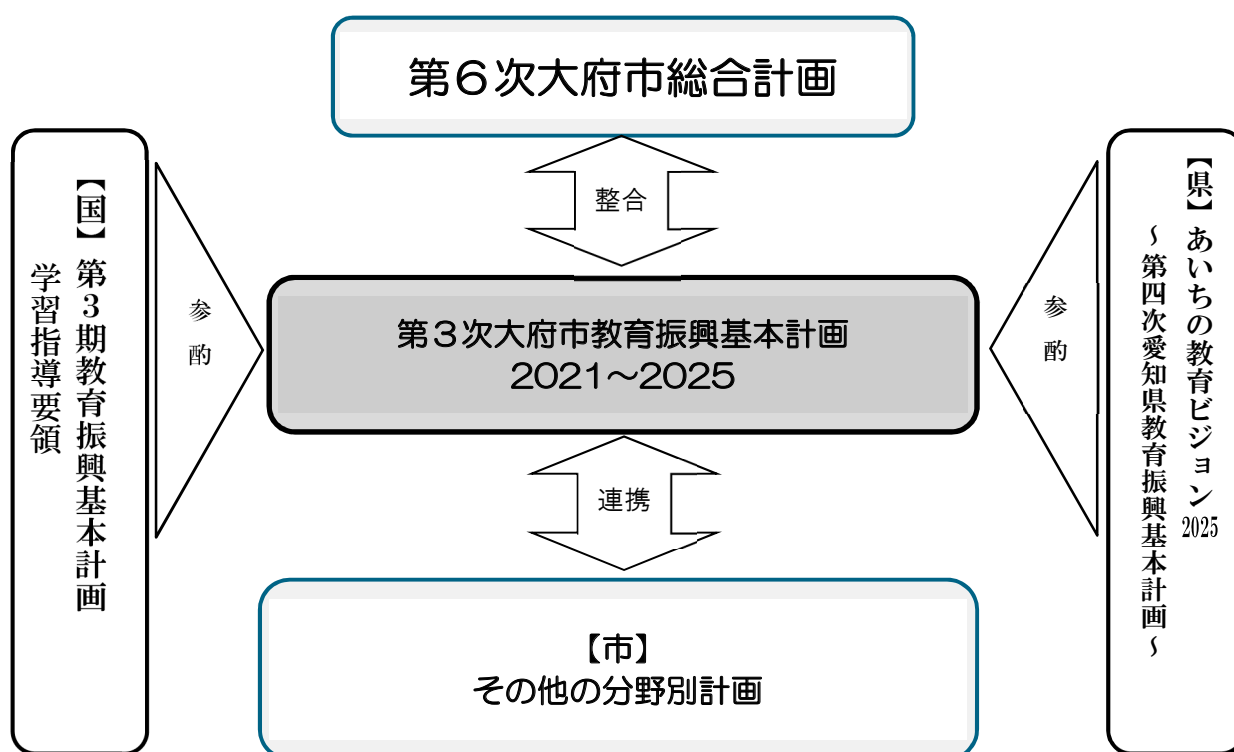
## 2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第6次大府市総合計画」の施策の1つである「心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成」を実現するための分野別計画として位置付けます。

また、教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」とするとともに、本計画の第3章「大府市の教育が目指す方向」を地教行法第1条の3に規定する「大綱」として位置付けます。

さらに、本計画は、国及び愛知県の教育振興基本計画並びに学習指導要領（平成29・30年改訂の学習指導要領をいう。以下同じ。）の内容を参酌し、本市が策定するその他の分野別計画との連携を図ります。

### 【相関図】



## 3 計画期間

本計画は、第6次大府市総合計画の最終年度である令和12年度（2030年度）を見据えて、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき基本的な施策の方向性及び内容を示すため、計画期間を令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

## 4 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、国際社会共通の目標となるものです。このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めた全ての国々や人々を対象としており、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。全ての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本市では、第6次大府市総合計画における施策の方向性が、SDGsの目指すべき方向性と同様であるため、総合計画に沿った事業を展開することがSDGsの目標達成に向けた取組を推進することであると捉えています。

本計画においても、この考え方に則って、SDGsの目標のうち、主に「4 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目標とし、全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育の確保を目指していきます。



## 5 人口・児童生徒数の推移及び今後の推計

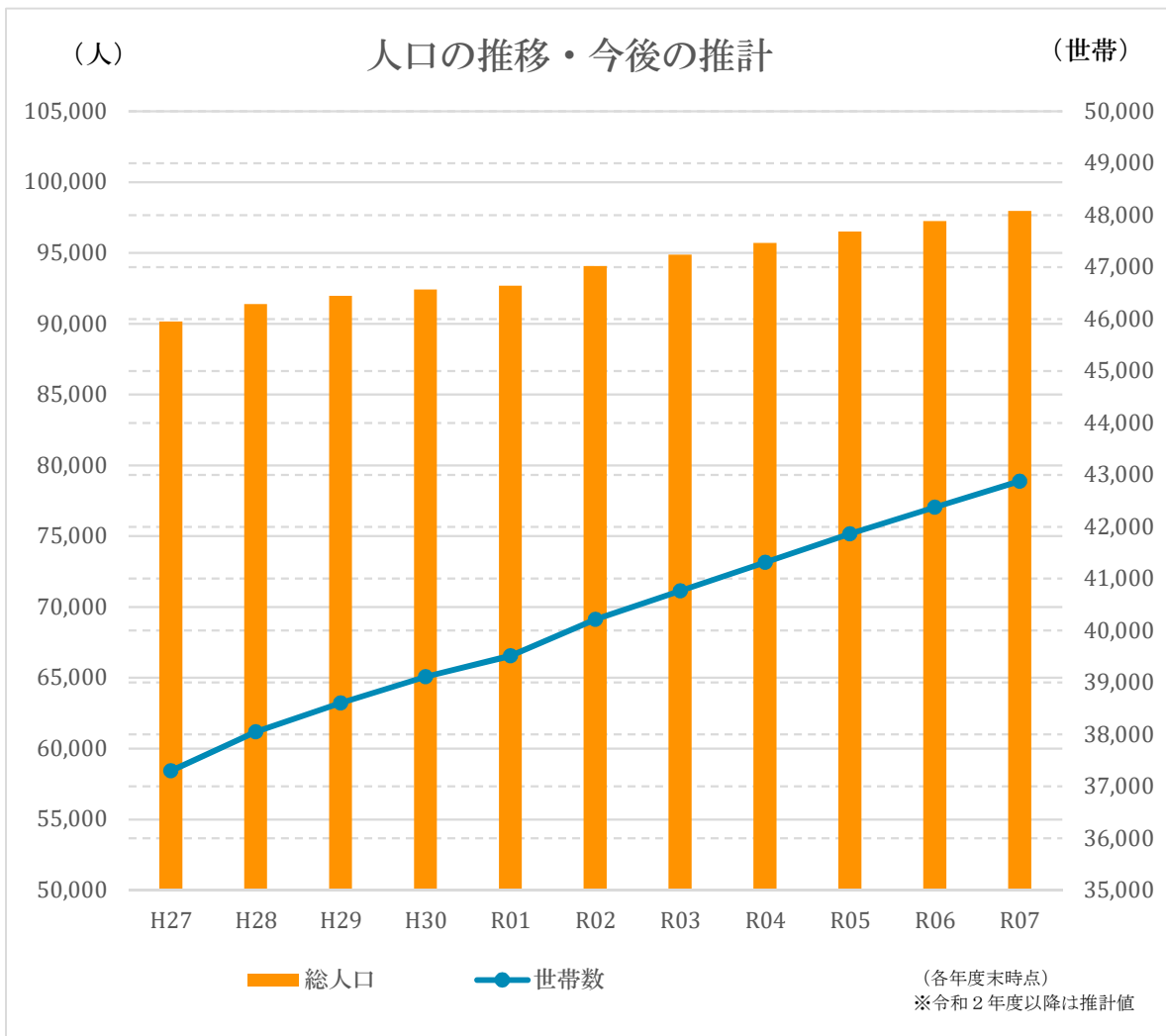
計画策定の基礎となる本市の人口及び児童生徒数の推移並びに計画期間中の推計は、次のとおりです。

### (1) 人口

第6次大府市総合計画では、令和12年度（2030年度）の計画人口を10万人として、まちづくりを進めることとしています。

本市の人口は、社会全体が人口減少に転じている中であっても、緩やかに増加しており、今後も増加の傾向が続く見通しです。

また、世帯数も緩やかに増加しており、今後も増加の傾向が続く見通しです。

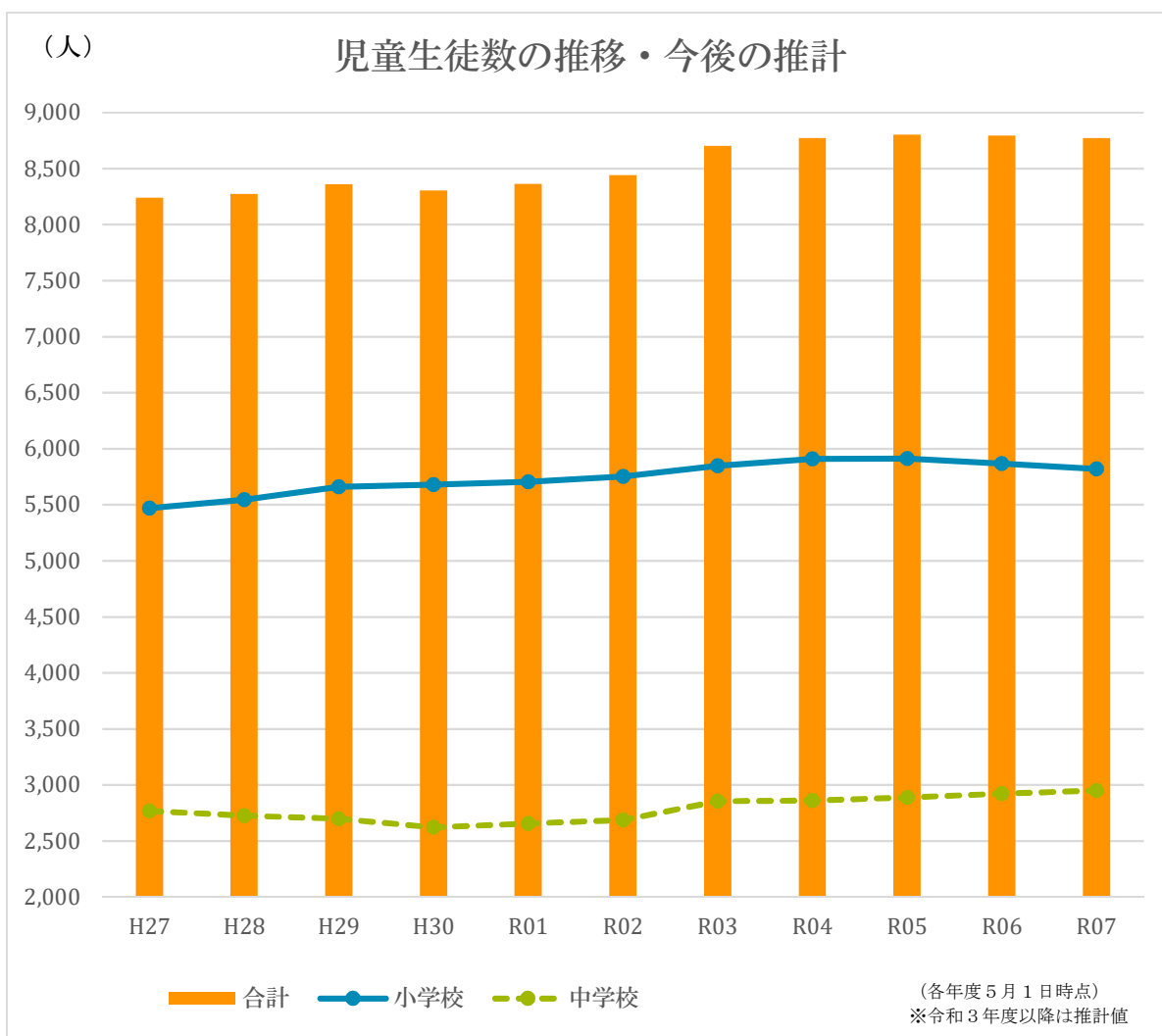


(2) 児童生徒数

本市の児童生徒数は、平成 27 年度（2015 年度）以降も緩やかに増加し、令和 2 年度（2020 年度）5 月現在で 8,441 人となりました。

今後 5 年間の児童生徒数の推計は、令和 3 年度（2021 年度）以降も全体数は緩やかに増加するものの、令和 5 年度（2023 年度）以降は減少に転ずる見通しです。

小中学校別の児童生徒数の推計では、小学校は令和 3 年度（2021 年度）以降も全体数は増加するものの、令和 5 年度（2023 年度）以降は減少し、中学校は令和 7 年度（2025 年度）まで緩やかに増加する見通しです。



【出典】 学校基本調査



## 第2章 国及び愛知県の動向と新たな課題

### 1 国の動向

国は、平成30年（2018年）6月に「第3期教育振興基本計画」を閣議決定し、今後の教育政策に関する基本的な方針を5つ掲げています。

本市の教育振興基本計画は、当該計画を参酌する必要があるため、国の基本計画の内容を把握し、本市の計画と整合性を図る必要があります。

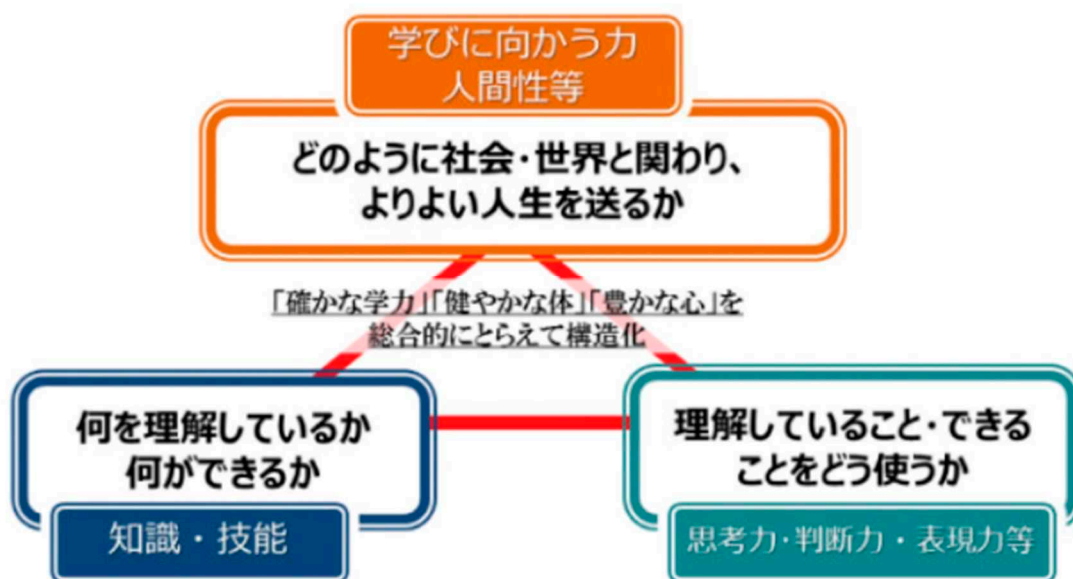
#### 【第3期教育振興基本計画の基本的な方針】

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引<sup>けんいん</sup>するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

また、「学習指導要領」は、平成29・30年（2017・2018年）に改訂の告示がされ、小学校が令和2年度（2020年度）から、中学校が令和3年度（2021年度）から全面实施されます。

学習指導要領では、急激な社会変化の中、予測困難な時代にあっても、未来の創り手となるために必要な資質・能力を下図のような三つの柱として示しています。この学習指導要領の原理を本計画にも反映させ、確実に児童生徒を育むことが大切です。

#### 育成すべき資質・能力の三つの柱



【出典】 育成すべき資質・能力の三つの柱（文部科学省）

## 2 愛知県の動向

愛知県は、平成28年（2016年）2月に「あいちの教育ビジョン2020-第三次愛知県教育振興基本計画-」を策定し、「あいちの人間像」を実現するための5つの基本的な取組の方向を示しています。愛知県においても、本市と同様に令和3年度（2021年度）からを計画期間とする基本計画の改訂作業を令和2年度（2020年度）に実施しています。

## 3 教育を取り巻く環境の変化と今後の課題

### ①急速な技術革新

令和12年（2030年）頃には、第4次産業革命とも言われるIoT※1 やビッグデータ※2、AI※3等を始めとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく「超スマート社会（Society 5.0）」※4の到来が予想されています。

今後も、技術の向上が急速なスピードで進むため、これらの環境に対応できる児童生徒を育成する必要があります。

### ②グローバルに活躍する人材の育成

今後は、海外からの人材を国内でも登用する動きが活発になり、国内においてもグローバル化の一層の進展が予想される中、国際社会においても社会的な課題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が必要とされています。

言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場で言語に支障なく意見を述べ、他者と交流することができる能力を学校教育において育成していくために、外国語教育の推進に向けて一層の環境整備を行っていく必要があります。

#### 用語解説

- =====
- ※1 【IoT】Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、建物、車両、電子機器など）が、インターネットを通じて相互に情報交換などが行える仕組みのこと。
  - ※2 【ビッグデータ】インターネットの普及やコンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータを指す。非定型の膨大なデータから、規則性や法則を見つけて、ビジネスやサービス向上に生かす研究が進んでいる。
  - ※3 【AI】Artificial Intelligence の略。「人工知能」とも訳され、知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。
  - ※4 【超スマート社会（Society 5.0）】内閣府の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。これまでの狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」とされている。

### ③教育課題の複雑化・多様化

不登校やいじめの問題を始め、教育現場では様々な課題が発生しています。特に、家庭環境に起因し、不登校や登校しぶりとなっている児童生徒に対しては、学校生活における支援だけでなく、家庭環境にも能動的に働きかけて、解決の糸口を探す必要があります。

また、学校運営を進める上で、地域住民や保護者との意見の相違によるトラブルの発生も増加しており、法に基づいた対応を学校が求められるケースも発生しています。

このように複雑化・多様化する教育課題に適切に対応するため、様々な課題に対応できる専門家の配置や学校を支援できる体制を整備する必要があります。

### ④新型コロナウイルス等の感染症拡大や災害に伴う臨時休業への対応

令和2年（2020年）に入って、新型コロナウイルス感染症が拡大し、同年3月から5月末までにかけて、全国的に学校を臨時休業とする過去に例のない事態が発生しました。

このような長期の休業を余儀なくされた経験から、感染症の拡大等による臨時休業を想定し、その間も児童生徒の学びを止めない仕組みをあらかじめ整備しておく必要があります。

こうした環境の整備に向けて、家庭学習に対する保護者の理解を求めることや、ICTを活用するための家庭における通信環境の整備に対する支援を行う必要があります。



ICT 機器を活用した教育

## 第3章 大府市の教育が目指す方向【教育大綱】

学校教育では、子どもたちが共に学び、楽しく学校生活を送ることを通して、夢や希望をもち、生涯にわたりその実現に向けて努力する態度や能力の基礎を育むことが大切です。

近年、情報化や国際化、少子高齢化や一人親家庭の増加、また、経済低迷に伴う厳しい労働雇用の状況など、子どもたちを取り巻く社会情勢の変化につれて、保護者の価値観やライフスタイルが変化し、地域の人と人のつながりも希薄化しています。こうした変化を反映して、学力や生活習慣等に様々な課題が生まれています。

こうした背景から、本市では子どもたちが自ら学び、自ら考える力を育むことを基本として、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」(＝「生きる力」)を育むことを目指して学校教育を進めてきました。今後は更に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが必要であり、また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点の評価も重要になってきます。

本市は、第1次大府市総合計画から「健康都市」の実現をまちづくりの基本的な理念に掲げており、昭和62年3月には「健康づくり都市」宣言を行いました。これを受け、学校教育においても一貫して健康づくり教育に力を注いできましたが、子どもたちの健康課題が深刻化、多様化している現在の状況にあって、改めて心身ともに健康で活力ある子どもを育成することが重要であると認識しています。自らの学習を通して心身の健康の大切さに気づき、環境や生活行動を主体的に改善し、自立的な健康づくりができるようにすることは、生涯にわたる健康の実現につながるものです。

本市の学校教育は、「心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成」を基本理念に掲げて展開してきましたが、これまで述べてきた時代の要請を踏まえたとき、改めて本市の基本理念を継続・発展させていくことの重要性に気づきます。そこで、本計画における基本理念とめざす子どもの姿を次のとおりとします。

### 〈基本理念〉 心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成

#### 〈めざす子どもの姿〉

##### ○4つの柱

- ・ 命を大切にし、思いやりのある言葉遣いや行動のできる子ども【徳育】
- ・ 自分や他人の良さを認め、夢や希望をもち自ら学ぶ子ども【知育】
- ・ 健康の大切さを知り、より良い生活習慣を身に付ける子ども【体育】
- ・ 社会のルールやマナーを身に付け、地域と共に心豊かに生きる子ども【協働】

##### ○2つの土台

- ・ 幼保児小中連携教育（きらきら教育）の推進
- ・ 教育環境の充実

平成29年策定

## 第4章 施策の展開

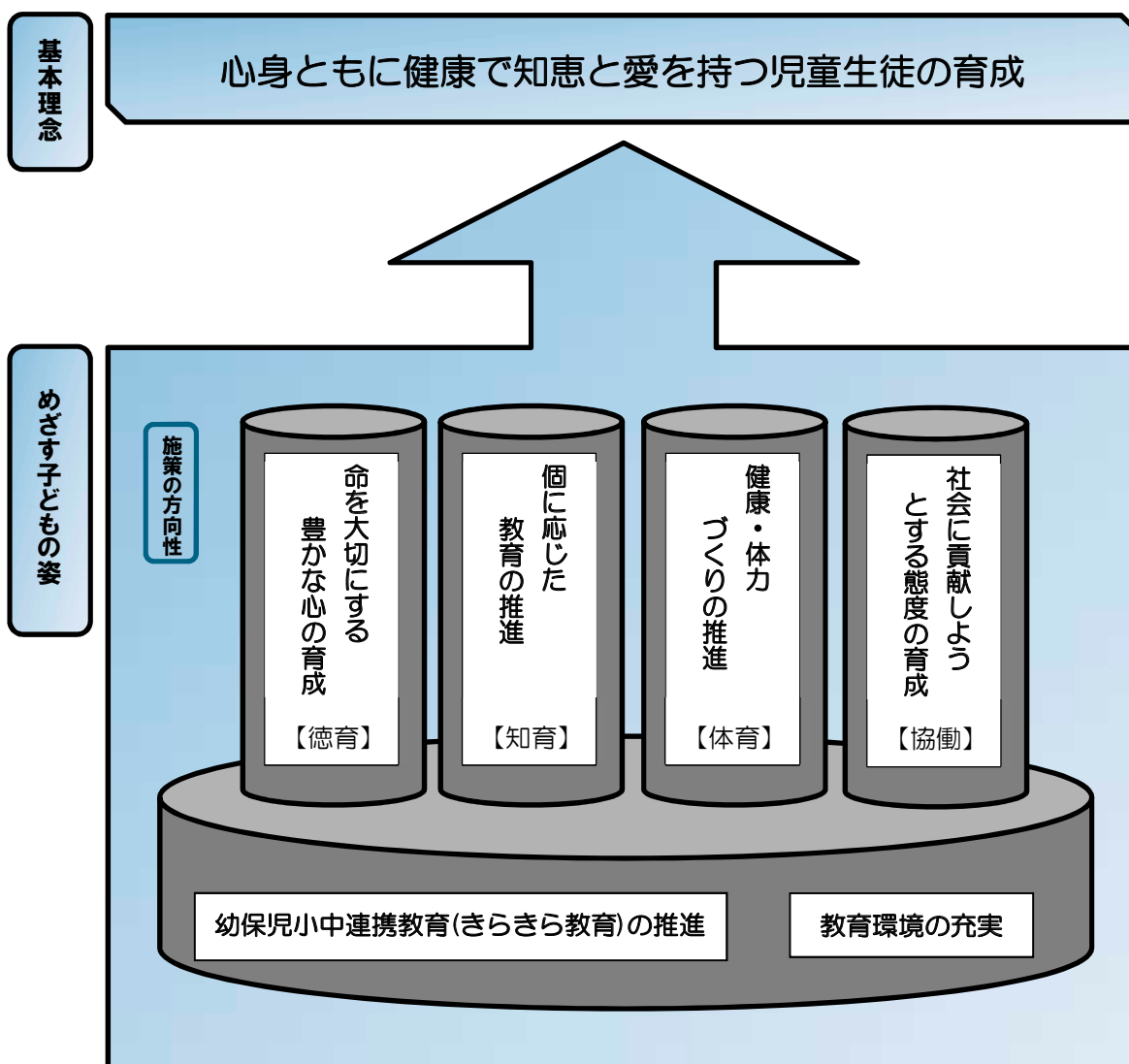
### 1 施策体系

本計画の基本理念である「心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成」の実現に向けて、施策体系を次のように設定し、各種施策を展開します。

また、本計画の進行管理を行うため、「施策の方向性」ごとに成果指標を設定します。

施策の方向性	施策
(1) 命を大切にす豊かな心の育成【徳育】	①命の大切さを実感させる教育の推進
	②道徳教育・人権教育の推進
	③多文化共生社会の実現に向けた教育の推進
	④福祉・平和教育の推進
	⑤不登校児童生徒への支援
	⑥いじめ・虐待の防止
(2) 個に応じた教育の推進【知育】	①個を大切にした教育の充実
	②特別支援教育・教育支援の充実
	③確かな学力の育成
	④ICT教育の推進
	⑤キャリア教育の推進
	⑥日本語指導が必要な児童生徒への支援
	⑦グローバルに活躍する人材の育成
(3) 健康・体力づくりの推進【体育】	①健康づくりの推進
	②体力づくりの推進
	③食育の推進
(4) 社会に貢献しようとする態度の育成【協働】	①郷土を愛する心の育成
	②青少年健全育成の推進
	③学校における安全教育の推進
	④環境教育の推進
(5) 幼保児小中連携教育の推進	①幼保児小中、家庭及び地域社会の連携・協働
(6) 教育環境の充実	①持続可能な学校指導体制の整備
	②児童生徒に向き合う環境づくりと教職員の働き方改革
	③教育施設・環境の整備
	④放課後児童の居場所づくり
	⑤経済的困窮児童生徒への支援
	⑥学びを保障する体制の整備

【構成図】



## 2 施策の方向性

### (1) 命を大切にす豊かな心の育成【徳育】

少子高齢化、核家族化等の家庭環境の変化や、高度情報化による社会体験や自然体験の不足により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめ、不登校、虐待、自死(※1)等の増加が社会問題となっています。

このような社会問題を解決するため、全ての児童生徒が命の大切さを認識し、一人ひとりが互いに違いを認め、尊重し合うとともに、規範意識や道徳心を身に付ける必要があります。

そこで本市では、命の大切さを理解し、豊かな心を持つ児童生徒を育成することを目指した施策を展開します。

施策
①命の大切さを実感させる教育の推進
②道徳教育・人権教育の推進
③多文化共生社会の実現に向けた教育の推進
④福祉・平和教育の推進
⑤不登校児童生徒への支援
⑥いじめ・虐待の防止

成果指標	対象	現状値 (R01)	目標値 (R07)
全国学力・学習状況調査で「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	小学生	<b>83.0%</b>	<b>85.0%</b>
	中学生	<b>79.2%</b>	<b>85.0%</b>
不登校児童生徒の割合(不登校率)	小学生	<b>0.70%</b>	<b>0.40%</b>
	中学生	<b>5.16%</b>	<b>3.50%</b>

#### 用語解説

※1 【自死】本市では、遺族の方の心情に配慮し、本人の尊厳を守るため、「自殺」という言葉は原則用いないこととし、「自死」という表現を用います。なお、法律用語や統計用語、機関や会議体の名称といった固有名詞については、今後も「自殺」という言葉を用います。

## ① 命の大切さを実感させる教育の推進

### 国内の情勢

都市化、高度情報化等は、児童生徒が自然から得る体験の機会を減少させ、また、他者との関わり合いを希薄化させる要因となり、思いやりのある豊かな心や、現実社会の中で命を実感として捉える機会を減少させています。

国の教育振興基本計画では、児童生徒の健やかな成長のためには、豊かな心を育成することが不可欠であるとしています。この豊かな心を育成するために、児童生徒の豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感等の育成を図ることを重視し、多世代交流や異年齢交流の活動を重視した学習指導要領の着実な実施を図るとともに、ボランティア活動、自然体験活動等の様々な体験活動を通じて、児童生徒の学びに向かう姿勢や態度を育成することを目指しています。

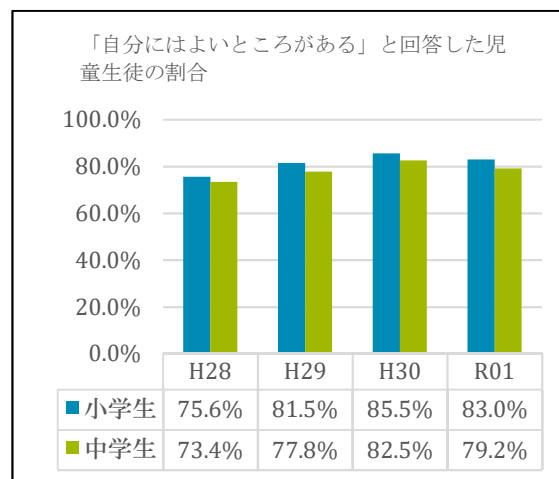
### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、児童生徒が様々な体験活動から、命の大切さを学ぶとともに、心身ともに健全な人間性を育成することを目的として、小学校5年生及び中学校2年生を対象とした野外活動による自然体験学習や、中学生を対象とした「0歳児を持つ親の交流会」への参加による乳児と触れ合う体験活動を実施しています。

また、命を守るための知恵と態度の育成を図るとともに、SOSの出し方を児童生徒に理解させるため、小学校4年生及び中学校1年生を対象とした「セルフディフェンス講座」(※1)を開催しています。

全国学力・学習状況調査の結果によると、「自分にはよいところがある」と回答し、自己肯定感を持つと考える児童生徒の割合は、平成28年度(2016年度)以降、80%前後の数値で推移しています。

児童生徒の豊かな心を育成するため、今後も引き続き、様々な体験活動や学習活動を実施し、命の大切さを実感させる教育を推進する必要があります。



【出典】全国学力・学習状況調査(文部科学省)

### 施策を実現するための手段

- ① 児童生徒の豊かな心を育成するため、小中学校野外活動、0歳児を持つ親の交流会等での体験活動や学習活動を実施し、命の大切さを実感させる教育を推進します。
- ② セルフディフェンス講座を開催し、児童生徒の命を守るための知恵と態度の育成を図るとともに、SOSの出し方を理解させる教育を推進します。

### 用語解説

※1 【セルフディフェンス講座】自分を大切にできる心を育て、いじめや虐待、不審者への対応など、様々な事例に対して自分を守るための具体的な知識や技能を学ぶ講座のこと。



## ② 道徳教育・人権教育の推進

### 国内の情勢

教育現場では、日々の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を実践し、一人ひとりが互いの違いを認め、尊重し合い、温かい人間関係の構築に努めています。

道徳の分野では、平成30年度（2018年度）から小学校で、令和元年度（2019年度）から中学校で「特別の教科 道徳」（道徳科）として教科化され、道徳科が学校教育全体で行われる道徳教育の中心となり、児童生徒の規範意識や道徳心を育成しています。

人権の分野では、国籍・性別を含めた相互の理解促進を進める教育を実践することが求められており、自治体によっては、性別によらず学校で着用する制服を選択制にするなど、LGBT※1への配慮を取り入れる取組が始まっています。

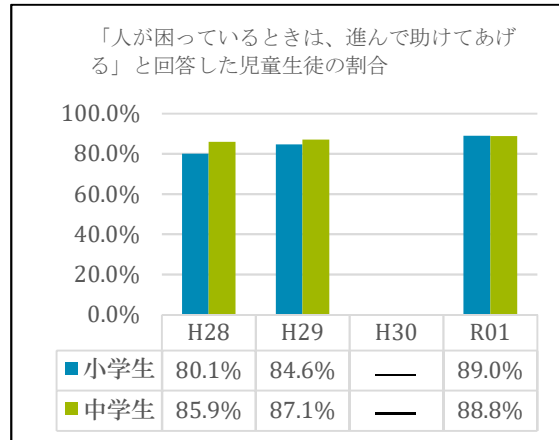
### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、道徳の教科化に併せ、本市ゆかりの偉人を学ぶことにより、郷土愛と道徳心の育成を図るため、令和元年度（2019年度）に「大府市にゆかりのある人」を発刊し、副読本として授業で活用しています。

また、発達段階に応じた人権教育や性教育を実践するとともに、人権教室の開催、中学生の一日人権擁護委員の委嘱等を通じて、児童生徒の人権教育に積極的に取り組んでいます。

全国学力・学習状況調査の結果によると、道徳心や規範意識を測る指標として「人が困っているときは、進んで助けてあげる」と回答した本市の児童生徒の割合は、80%以上で推移しています。

児童生徒一人ひとりが互いの違いを認め、尊重し合い、温かい人間関係を構築するため、今後も引き続き、道徳教育及び人権教育を推進するとともに、LGBTへの配慮など、国籍・性別を含めた相互の理解を進める教育を推進する必要があります。



【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）

※H30は調査項目にないため計測不可

### 施策を実現するための手段

- ①道徳科を中心とした道徳教育を推進します。
- ②本市ゆかりの偉人を学ぶことにより郷土愛と道徳心の育成を図るため、副読本「大府市にゆかりのある人」を活用した授業を実施します。
- ③発達段階に応じた人権教育を実践するとともに、人権週間に併せた様々な取組を行うことで人権教育を推進します。
- ④男女共同参画、LGBT等に係る知識や理解を深め、性別を超えた様々な人権を尊重する教育を推進します。

### 用語解説

※1 【LGBT】Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称

### ③ 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進

#### 国内の情勢

少子化に伴う深刻な労働力不足に対応するため、国は、平成 31 年（2019 年）4 月に「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号）の一部改正を施行し、在留資格に「特定技能」を創設して、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを積極的に進めています。

また、同法の改正に合わせて、公的機関や生活インフラの多言語化など、急増する外国人を受け入れるための社会基盤整備を国が主導して進めています。

このような状況から、今後は国内の外国人住民の増加が見込まれ、国籍や民族など異なる人々が共に生きる多文化共生社会づくりが喫緊の課題となっています。

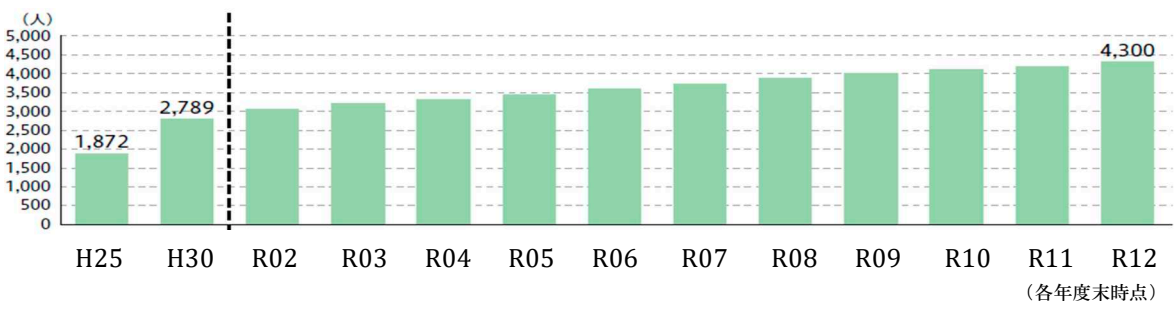
#### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、国際化社会に対応し、多文化共生社会の実現に向けて、異なる地域の習慣、文化等の理解を深め、国内外の都市との交流を通じて異なる文化を体験する教育を推進しています。

国外の都市との交流としては、姉妹都市であるオーストラリアのポート・フィリップ市への中学生海外派遣事業を行っているほか、石ヶ瀬小学校ではセント・キルダ小学校との交流を行っています。国内の都市との交流としては、小学生を対象に友好都市である岩手県遠野市との都市間交流事業を行っています。

国内の情勢と同様に、本市の外国人人口は、今後も増加が見込まれることから、今後も引き続き、児童生徒に異なる地域の習慣や文化等に触れる機会を設け、相互理解を深めることで、お互いを尊重する心豊かな児童生徒を育成し、多文化共生社会の実現に向けた教育を推進する必要があります。

#### 【外国人人口の推計】



【出典】第 6 次大府市総合計画

#### 施策を実現するための手段

- ① 姉妹都市であるポート・フィリップ市との交流を通じて、国際感覚のある心豊かな児童生徒を育成します。
- ② 岩手県遠野市などの国内の都市との交流事業を通じて、様々な地域の文化、伝統等に児童生徒が触れることで、心豊かな児童生徒を育成します。

## ④ 福祉・平和教育の推進

### 国内の情勢

全国社会福祉協議会では、昭和 52 年（1977 年）からボランティア協力校の指定事業「学童・生徒のボランティア活動普及事業」を実施し、高齢者、障がい者等との交流体験などの福祉体験活動を中心として、学校とともにボランティア活動を行っています。この事業を通じて、児童生徒が様々な人々を自然に受け入れて交流できる態度を育成するとともに、福祉に関心を持つきっかけにしています。

全国各地の社会福祉協議会は、この事業を進める過程で、地域の学校と連携し、かけがえのない命である全ての人々が尊重される社会を目指して児童生徒に対する福祉教育を推進しています。

また、平成 18 年（2006 年）12 月に全部改正し、施行された教育基本法では、教育の基本理念として「国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が明示されています。この理念に基づき、学習指導要領では、平和に関する教育を児童生徒の発達段階に応じて実施することとしています。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、大府市社会福祉協議会と連携して福祉実践教育プログラムに基づく体験活動を実践し、道徳や特別活動、各教科における指導の中に取り入れて福祉教育を推進しています。

また、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日に、認知症を予防できるまち、認知症になっても安心して暮らすことのできるまちの実現を目指して「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を施行しました。この条例では、本市が小中学生をはじめとする幅広い市民に対し、認知症に関する正しい知識を普及するため、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーター(※1)の養成を積極的に推進することを規定しており、学校では、認知症サポーター養成講座や福祉実践教室（小学校 4 年生及び中学校 1 年生を対象とする。以下同じ。）を通じて、児童生徒に対して認知症に関する正しい知識の普及を図っています。

さらに、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日に、手話やろう者に対する理解の普及を推進し、ろう者やろう者以外の人がお互いに人格や個性を尊重し合える共生社会の実現を目指して「大府市手話言語条例」を施行しました。この条例では、児童生徒及び教職員に対し、手話及びろう者への理解を深めるための機会を提供するよう努めるものと規定しており、学校では、福祉実践教室を通じて、手話の体験などの取組を行うことで、児童生徒に対して手話やろう者に対する理解の普及を推進しています。

福祉教育は、児童生徒が互いに支え合うことを学ぶ貴重な機会であり、今後も継続して推進する必要があります。

### 用語解説

※1 【認知症サポーター】認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする応援者のこと。

また、本市では、「平和」の尊さ、重要性について、改めて市民とともに考える重要な機会とするため、平成 28 年度（2016 年度）に「平和都市」を宣言しました。

この平和都市宣言に併せて、中学生を「平和大使」として広島県や長崎県に派遣し、体験活動を行うことで、戦争の悲惨さや平和の大切さを学び、同世代を始め、市民の皆さんに伝えるための活動を行っています。

今後は、平和都市宣言の理念に基づき、「平和」の尊さ、重要性について、改めて市民とともに考え、平和の尊さを次世代へつなぐため、平和教育を推進する必要があります。

#### 施策を実現するための手段

- ① 大府市社会福祉協議会と連携して福祉実践教育プログラムに基づく体験活動を実践することにより、福祉教育を推進します。
- ② 「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」に基づき、認知症を予防できるまち、認知症になっても安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、福祉実践教室を通じて、児童生徒に対して認知症に関する正しい知識の普及を図ります。
- ③ 「大府市手話言語条例」に基づき、手話やろう者に対しての理解の普及を促進し、ろう者とろう者以外の人がお互いに人格や個性を尊重し合える共生社会の実現を目指し、福祉実践教室を通じて、児童生徒及び教職員に対して手話及びろう者への理解を深めるための機会を提供します。
- ④ 「平和」の尊さを次世代へつなぐため、中学生平和大使派遣等の事業を通じて、児童生徒への平和教育を推進します。



平和大使派遣事業



福祉実践教室

## ⑤ 不登校児童生徒への支援

### 国内の情勢

国内では、不登校児童生徒(※1)の割合が増加傾向にあり、依然として高水準で推移していることから、国は、生徒指導上の喫緊の課題とし、平成28年度(2016年度)に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年法律第105号)を施行し、不登校児童生徒に対する効果的な支援を推進する基本方針を定めました。

この方針に基づき、国の教育振興基本計画では、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校や教育支援センターの設置促進、教育委員会、学校、民間団体の連携等による支援など、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の均等を確保するとともに、教育相談体制の充実を図ることとしています。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、不登校児童生徒への支援として、適応指導教室「レインボーハウス」を設置し、学校生活への復帰に向けた支援を行うとともに、スクールカウンセラー(※2)をレインボーハウスに配置し、不登校に関する相談体制を整備しています。

令和元年度(2019年度)からは、ICTを活用し、学校の授業をライブ配信して、レインボーハウスで視聴することや、タブレット端末でドリル学習を行うことができる環境を整え、不登校児童生徒の学校生活への復帰に向けた支援を進めています。

令和2年度(2020年度)からは、スクールソーシャルワーカー(※3)を配置し、学校や日常生活における児童生徒の諸問題を能動的に支援する体制を整備しています。

本市の小学校の不登校率は、平成27年度(2015年度)には0.57%でしたが、令和元年度(2019年度)には0.70%に増加し、全国の不登校率と同程度となっています。これに対して、中学校の不登校率は、平成27年度(2015年度)には3.58%でしたが、令和元年度(2019年度)には5.16%に増加し、全国の不登校率を上回る数値となっています。

また、令和元年度(2019年度)の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(以下「諸課題調査」という。)の結果から、本市の不登校の様態を分析すると、小学校では「無気力、不安」を主たる理由とする件数が多く、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」及び「無気力、不安」を主たる理由とする件数が多くなっており、いじめを理由としない不登校児童生徒が多くなっていることが分かります。

### 用語解説

- ※1 【不登校児童生徒】何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的理由による者を除いたものをいう。
- ※2 【スクールカウンセラー】児童生徒の不登校や校内での様々な問題行動等の対応に当たり、専門的な心理学的知識を活用して心理相談業務に従事する専門職のこと。
- ※3 【スクールソーシャルワーカー】教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく専門職のこと。

本市においても、国と同様に児童生徒の教育機会の均等を確保する上で、不登校率の増加傾向を課題として捉えています。今後も引き続き、児童生徒の不登校の要因、背景等について個々の状況を確認し、それぞれが必要とする支援を行う必要があります。

また、不登校児童生徒に対応した遠隔教育を推進する上で、学校に登校せず、遠隔で授業に参加した際の出席の取扱いについては、今後の課題として検討する必要があります。

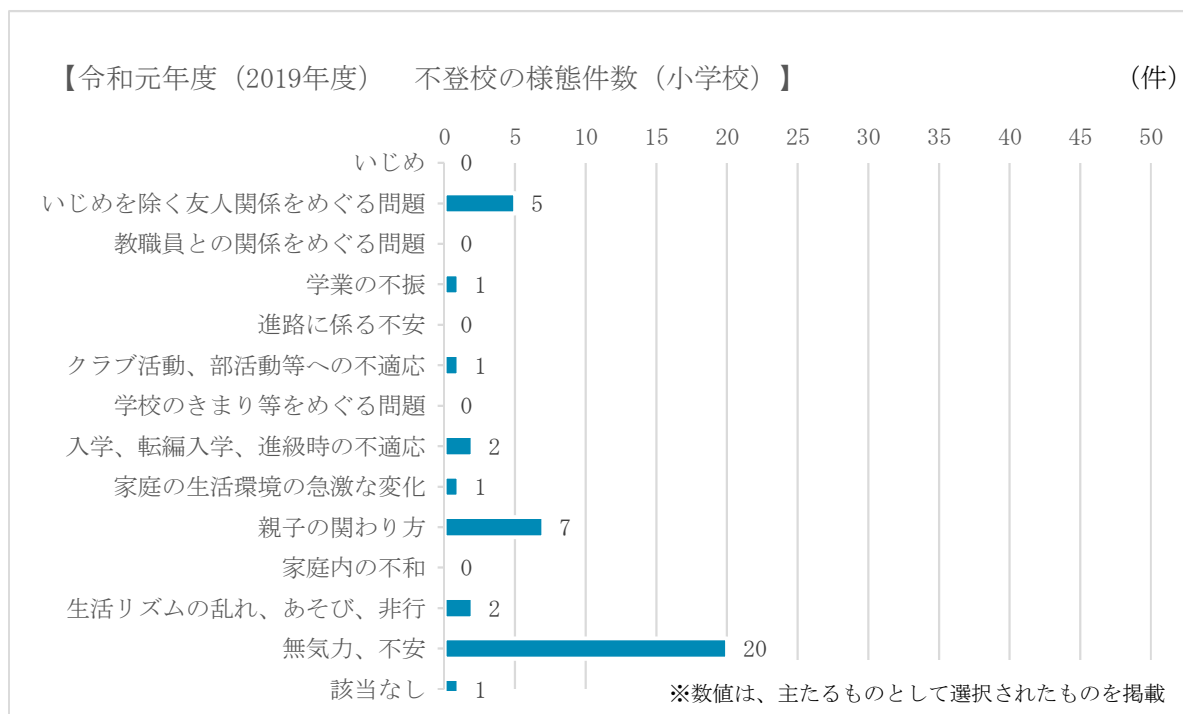
【大府市の不登校児童生徒数及び不登校率】

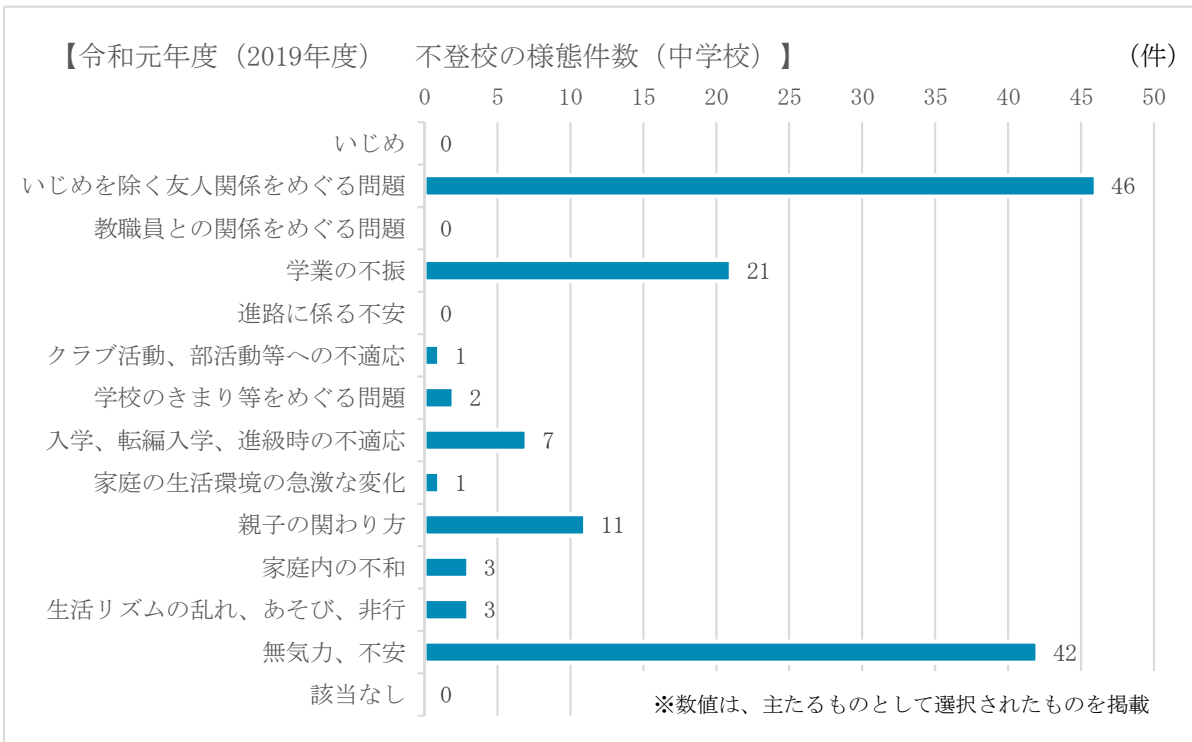
年度	小学校			中学校			全体		
	児童数 (人)	不登校数 (人)	不登校率 (%)	生徒数 (人)	不登校数 (人)	不登校率 (%)	児童生徒数 (人)	不登校数 (人)	不登校率 (%)
H27	5,470	31	0.57	2,768	99	3.58	8,238	130	1.58
H28	5,546	33	0.60	2,727	103	3.78	8,273	136	1.64
H29	5,661	33	0.58	2,698	127	4.71	8,359	160	1.91
H30	5,681	42	0.74	2,622	132	5.03	8,303	174	2.10
R01	5,706	40	0.70	2,657	137	5.16	8,363	177	2.12

【全国の不登校児童生徒数及び不登校率】

年度	小学校			中学校			全体		
	児童数 (人)	不登校数 (人)	不登校率 (%)	生徒数 (人)	不登校数 (人)	不登校率 (%)	児童生徒数 (人)	不登校数 (人)	不登校率 (%)
H27	6,543,104	27,583	0.42	3,481,839	98,408	2.83	10,024,943	125,991	1.26
H28	6,491,834	30,448	0.47	3,426,962	103,235	3.01	9,918,796	133,683	1.35
H29	6,463,416	35,032	0.54	3,357,435	108,999	3.25	9,820,851	144,031	1.47
H30	6,451,877	44,841	0.70	3,279,186	119,687	3.60	9,730,303	164,528	1.70

【出典】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）





【出典】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

#### 施策を実現するための手段

- ① 適応指導教室「レインボーハウス」の設置やスクールカウンセラーによる教育相談等により、不登校児童生徒の学校生活への復帰に向けた支援を行います。
- ② 教育機会の均等を確保するため、ICTを活用したレインボーハウスでの学校の授業のライブ配信及びタブレット端末でのドリル学習、個別の家庭訪問等により、不登校児童生徒を対象とした学習の支援を行います。
- ③ スクールソーシャルワーカーを中心に、不登校児童生徒が抱える学校や日常生活における様々な問題の解決に向けて、能動的に支援を行います。
- ④ 学校ごとに不登校事例研究会活動を実施し、定期的・計画的に不登校児童生徒の支援を行います。

## ⑥ いじめ・虐待の防止

### 国内の情勢

国は、いじめに起因する自殺事案を契機として、平成 25 年（2013 年）9 月に、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）を施行し、いじめに対峙するための基本的な理念や体制を整備するいじめ対策の法制化を行いました。

また、同法に基づき、「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を策定し、地方公共団体や学校において、国の基本方針を参考に地域の実情に応じた「地方いじめ防止基本方針」の策定に努めることを求めています。

平成 30 年度（2018 年度）の諸課題調査では、全国の小中学校におけるいじめの認知件数が前年度に比べ増加し、過去 5 年間の傾向として、小学校におけるいじめの認知が大幅に増加している結果となりました（H25 年度：118,748 件→H30 年度：425,844 件）。この増加傾向について、国は、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価している一方で、いじめの重大事態<sup>※1</sup>の増加は憂慮すべき状況であるとしています。

国は、このいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法律、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、平成 29 年度（2017 年度）に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しています。

虐待への対応については、平成 30 年度（2018 年度）の児童相談所による児童虐待相談の対応件数が 159,850 件となり、過去最多であることを国が公表しています。そのうち、約 1 万件程度が学校等からの相談によるものであったことから、学校関係者が児童虐待の発見又早期対応に当たって、重要な役割を果たしていることが分かります。

しかしながら、令和元年（2019 年）には、教育委員会と児童相談所等の関係機関との連携が不足していたことにより、小学生の児童が両親による虐待の疑いで亡くなる事案が発生しました。

このような状況を受け、国は、令和 2 年（2020 年）4 月に、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）等を一部改正し、児童虐待に係る情報の管理や教育委員会と児童相談所等の関係機関が連携するための新たなルールを定めて児童虐待の防止に取り組んでいます。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日に「大府市いじめの防止等に関する条例」を施行し、同法第 12 条及び同条例第 10 条の規定に基づいて、

#### 用語解説

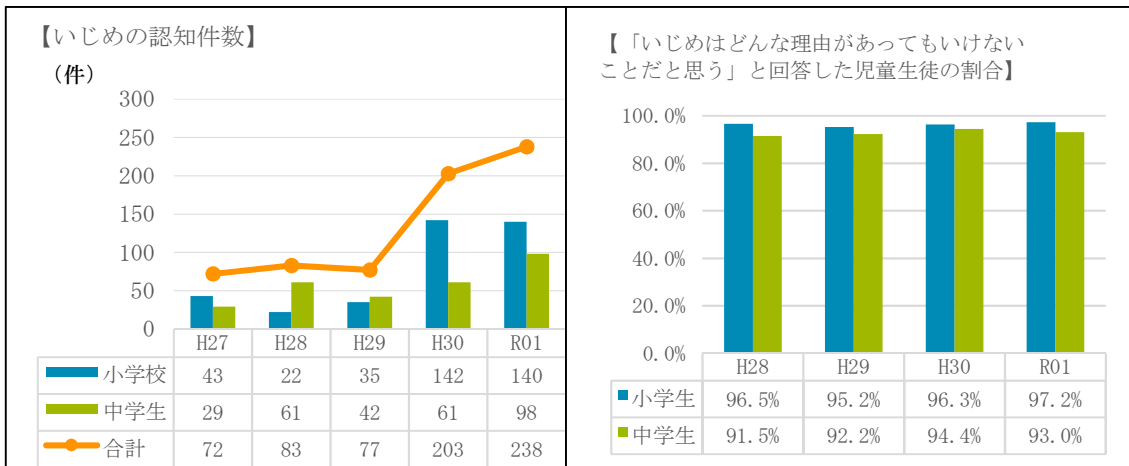
※1 【いじめの重大事態】いじめ防止対策推進法に規定するもので、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又はいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいう。



「大府市いじめ防止基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、関係機関が相互に連携し、それぞれの責務や役割を果たし、いじめは絶対に許されないという強い決意の下、「いじめをしない、させない、見逃さないまち」を実現することを目指しています。

諸課題調査の結果によると、本市におけるいじめの認知件数は、増加傾向にあります。これは国内の情勢と同様に、いじめへの対応に関する学校の意識が変化し、アンケート調査や児童生徒からの相談を積極的に行うことで、早期にいじめを認知して解決に向けて対応していることが要因となっていると考えています。

また、全国学力・学習状況調査の結果によると、いじめに対する意識を測る指標として「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した本市の児童生徒の割合は、平成28年度（2016年度）に小学生で96.5%、中学生で91.5%でしたが、令和元年度（2019年度）には小学生で97.2%、中学生で93.0%となりました。



【出典】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）  
全国学力・学習状況調査（文部科学省）

虐待への対応については、大府市適応指導推進会議や大府市要保護児童対策地域協議会を通じて虐待につながる事案を把握し、学校や教育委員会と虐待防止に関わる関係機関が相互に情報共有や連携をし、その防止に努めています。

本市は、いじめ・虐待への対応のため、今後も引き続き、これまで実施してきた施策を継続し、いじめ防止の啓発やいじめ・虐待の早期把握と解決に向け、学校、保護者や地域、その他関係機関と更に強く連携して対応する必要があります。

#### 施策を実現するための手段

- ①「大府市いじめの防止等に関する条例」に基づき、関係機関と相互に連携して、「いじめをしない、させない、見逃さないまち」の実現を目指した活動を推進します。
- ②教職員等が児童生徒の健康状態の観察を行い、家庭児童相談担当部署や愛知県知多児童・障害者相談センター等の関係機関と連携し、児童生徒の虐待を防止します。

## (2) 個に応じた教育の推進【知育】

児童生徒は、それぞれ個々に能力・適性、興味・関心、性格等が異なり、知識、思考、価値、心情、技能、行動等も異なっています。学習指導要領では、児童生徒が学習内容を確実に身に付けるために、児童生徒それぞれ個々の状況に応じて、指導方法や指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実を求めています。

そこで本市では、個に応じた指導を実践するとともに、児童生徒の個々の状況や特性に応じて、きめ細かく対応し、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことを目指した施策を展開します。

施策
①個を大切にした教育の充実
②特別支援教育・教育支援の充実
③確かな学力の育成
④ICT教育の推進
⑤キャリア教育の推進
⑥日本語指導が必要な児童生徒への支援
⑦グローバルに活躍する人材の育成

成果指標	対象	現状値 (R01)	目標値 (R07)
学校評価で「学校の授業がわかる」と回答した児童生徒の割合	小中学生	87.7%	毎年度 90.0%以上
全国学力・学習状況調査で全国平均点に達している科目数	小学校 6年生	0/2	2/2
	中学校 3年生	3/3	3/3
タブレット端末を活用した授業実施数	小学校	1クラス 0.4コマ/日	1クラス 1コマ/日
	中学校	1クラス 0.2コマ/日	1クラス 1コマ/日
英語検定3級以上又はこれに相当するレベルの試験・資格を取得している生徒の割合	中学校 3年生	62.8%	80.0%

## ① 個を大切にした教育の充実

### 国内の情勢

学習指導要領では、各教科等の指導に当たって、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、教職員の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実を図ることを求めています。

この個に応じた指導は、以前から学習指導要領に位置付けされ、基本的な考え方として教育現場において実践されています。

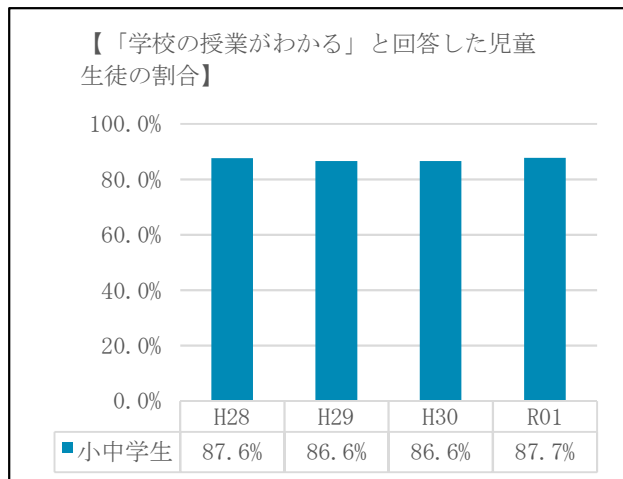
### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、個々の状況に応じて、個別指導、少人数指導、チーム・ティーチング(※1)、グループ学習等の指導形態や指導方法を工夫し、個を大切にした教育の充実を図っています。

また、スクールライフサポーター(※2)や通常学級特別支援員(※3)を市独自で配置し、児童に寄り添いながら、きめ細かに学校生活を支援する体制づくりを行っています。

各小中学校で実施する学校評価(以下「学校評価」という。)の結果によると、児童生徒の学習意欲を測る指標として「学校の授業がわかる」と回答した本市の児童生徒の割合は、平成28年度(2016年度)と比較すると、横ばいの状態で推移しています。

児童生徒の学習意欲を向上させるため、今後も引き続き、個々の児童生徒に応じた指導の工夫や学校生活の支援を継続し、個を大切にした教育の充実を図る必要があります。



【出典】各小中学校実施学校評価

### 施策を実現するための手段

- ①各小中学校で、個別指導、少人数指導、チーム・ティーチング、グループ学習等の指導形態や指導方法を工夫し、個を大切にした指導を推進します。
- ②スクールライフサポーターや通常学級特別支援員を配置し、児童の状況に応じた学校生活の支援を行い、個々のニーズに応じた教育が実践できる体制の充実を図ります。

### 用語解説

- ※1 【チーム・ティーチング】複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。
- ※2 【スクールライフサポーター】小学校低学年(1～3年)の通常学級に在籍する児童を対象に、児童の抱える不安やストレス等の緩和に向けた相談活動や学校生活全般の支援活動を行うために配置している支援員のこと。
- ※3 【通常学級特別支援員】小学校高学年(4～6年)の通常学級に在籍する児童のうち、特に支援を必要とする児童を対象に、児童の抱える不安やストレス等の緩和に向けた相談活動や学校生活全般の支援活動を行うために配置している支援員のこと。

## ② 特別支援教育・教育支援の充実

### 国内の情勢

国は、平成 26 年（2014 年）に国際連合において「障害者の権利に関する条約」を締結し、当該条約の締結に先立ち、国内法令の整備を推進するため、平成 25 年（2013 年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）を成立させ、平成 28 年（2016 年）4 月に施行しました。同法により、国全体の方針として、障がい者の不当な差別的な取扱いの禁止及び合理的配慮の提供を国・地方公共団体等に求めています。

国の教育振興基本計画では、同法の趣旨を踏まえ、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に十分な教育を受けられるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備することとしています。

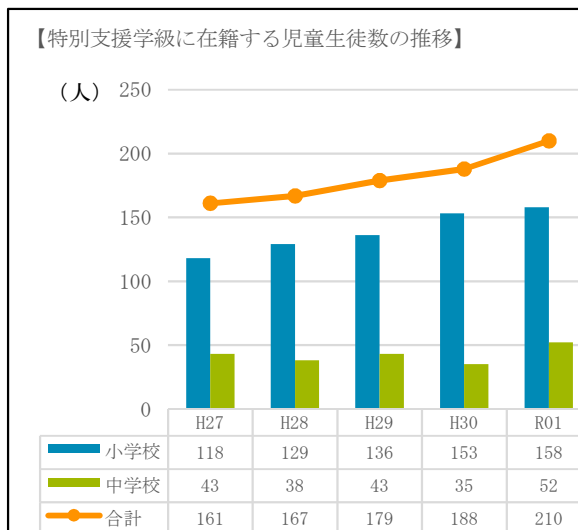
### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、就学前又は就学中における教育相談や、特別支援学級見学会を実施し、児童生徒にとって最適な教育環境を選択できるよう、きめ細かな教育支援を行っています。

また、特別な教育的ニーズを持つ児童生徒を対象に、保護者の同意と協力を得て、市内の幼稚園・保育園、小中学校が共通して活用する個別の教育支援計画「すくすく」を作成しています。この「すくすく」を活用し、保育、教育、保健、福祉、医療、労働等の関係機関が児童生徒の実態や、教育的支援の目標、内容等の情報を共有し、関係者の役割分担等について計画を作成することで継続して児童生徒に対する適切な支援を行っています。

学校生活では、特別支援学級の児童生徒の学校生活を支援するため、特別支援学級補助員(※1)を市独自で配置することや、広く市民に対して特別支援教育への関心や理解を深めるとともに、児童生徒、保護者、教職員等の交流を図るため、「特別支援教育展（わくわく展）」を開催し、個人の作品や各学校の活動報告等を展示する活動を行っています。

本市の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校では平成 27 年度（2015 年度）以降増加し、令和元年度（2019 年度）には 158 人となっています。中学校では平成 27 年度（2015 年度）以降は増減しながら、令和元年度（2019 年度）には 52 人となっています。本市における全体の人数を見ると、平成 27 年度（2015 年度）から増加傾向となっています。



【出典】 公立義務教育諸学校の学級編制の届出

### 用語解説

※1 【特別支援学級補助員】小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒を対象に、児童生徒の悩み、不安、ストレス等を和らげるように学校生活全般の支援活動を行うために配置している支援員のこと。

障がい種別学級数では、平成 27 年度（2015 年度）以降は、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の学級が増加しています。なお、在籍する児童生徒数が増加傾向にある中、個別の支援を要する重度の障がいのある児童生徒も増加しています。

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に十分な教育を受けられるようにするため、今後も引き続き、きめ細かな教育支援を充実させるとともに、障がいのある児童生徒に配慮した施設整備、特別支援学級補助員の配置を適切に行っていく必要があります。

#### 【特別支援学級の学級数の推移】

種 別		H27	H28	H29	H30	R01
知的障がい	小学校	10	10	10	10	11
	中学校	4	4	4	4	5
自閉・情緒障がい	小学校	13	14	16	16	15
	中学校	5	5	4	4	6
肢体不自由	小学校	2	2	1	4	4
	中学校	0	0	0	1	0
病弱・身体虚弱	小学校	0	0	2	3	4
	中学校	0	1	0	0	0
弱視	小学校	2	2	3	3	3
	中学校	0	0	1	0	0
難聴	小学校	1	1	1	2	3
	中学校	0	0	0	1	1
全体	小学校	28	29	33	38	40
	中学校	9	10	9	10	12
	合計	37	39	42	48	52

【出典】 公立義務教育諸学校の学級編制の届出

#### 施策を実現するための手段

- ① 就学に向けて特別支援学級見学会や教育相談を実施し、保護者や幼稚園・保育園と連携して、児童にとって最適となる就学に向けた支援を行います。
- ② 就学中の児童生徒の学校生活に関する教育相談を適切に行い、児童生徒の個に応じた支援体制の充実を図ります。
- ③ 個別の教育支援計画「すくすく」を活用し、関係機関と連携して、特別な教育的ニーズを持つ児童生徒の実態や教育的支援の目標、内容等の情報を共有することで継続して適切な支援を行います。
- ④ 特別支援学級補助員を配置し、特別支援学級における児童生徒の学校生活の支援を行います。
- ⑤ 特別支援教育展（わくわく展）を開催し、個人の作品や各学校の活動報告等の展示を行うことにより、市民の特別支援教育への関心や理解を深めるとともに、児童生徒、保護者、教職員等の交流を図ります。

### ③ 確かな学力の育成

#### 国内の情勢

学習指導要領では、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努め、児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせることを求めています。

「確かな学力」の育成は、以前から学習指導要領に位置付けされ、基本的な考え方として教育現場において実践されています。

#### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、予測困難なこれからの時代を生き抜く上で児童生徒に必要となる「確かな学力」を育成するため、「読み・書き・計算」などの学習を通して、児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能を習得させています。

また、教育課程が求める「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を育成するため、授業の構想力を高め、「主体的・対話的で深い学び」となるように授業改善を図っています。

「確かな学力」の育成を測る指標として、本市の「全国学力・学習状況調査で全国平均点に達している科目数」は、小学校6年生では全国平均点に達していないものの、中学校3年生では平成29年度（2017年度）から全ての科目で全国平均点に達しています。

学習指導要領に掲げる「確かな学力」を育成するため、今後、更に体験的・問題解決的な学習を積極的に取り入れた指導の工夫・改善を進める必要があります。

#### 【全国学力・学習状況調査で全国平均点に達している科目数】

	H28	H29	H30	R01
小学校6年生	1/4	2/4	0/5	0/2
	国語A・B、算数A・B	国語A・B、算数A・B	国語A・B、算数A・B、理科	国語、算数
中学校3年生	3/4	4/4	5/5	3/3
	国語A・B、数学A・B	国語A・B、数学A・B	国語A・B、数学A・B、理科	国語、数学、英語

【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）

#### 施策を実現するための手段

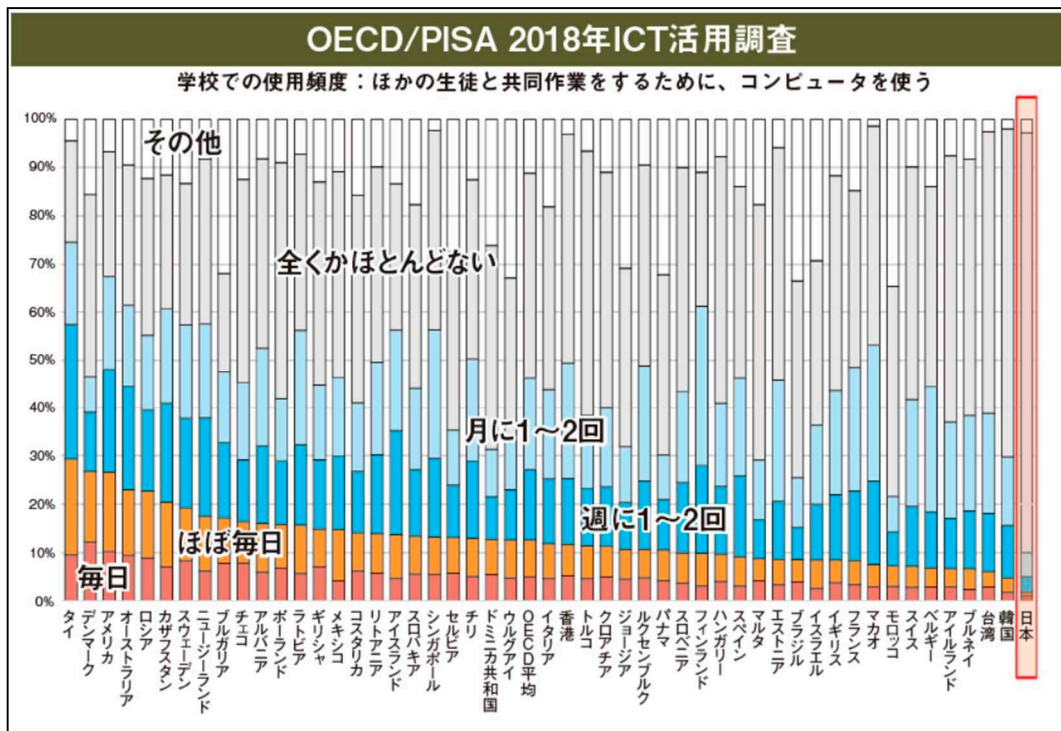
- ① 体験的・問題解決的な学習を積極的に取り入れた指導の工夫・改善を更に進めます。
- ② 各教科における基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得を図るとともに、習得した知識や技能を活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」を育成します。

## ④ ICT 教育の推進

### 国内の情勢

国は、学習指導要領において、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことを明記するとともに、小学校においては、プログラミング教育を必修化するなど、今後の学習活動において、積極的に ICT を活用することとしています。

しかしながら、OECD（経済協力開発機構）が平成 30 年（2018 年）に実施した「生徒の学習到達度調査（PISA）」によると、学校の授業における ICT 機器の使用時間は OECD 加盟国で最下位に位置し、ICT 機器の利活用が進んでいない結果となりました。



【出典】OECD 生徒の学習到達度調査（PISA2018）「ICT 活用調査」

このような状況に対応するため、国は、学習指導要領の実施を見据え「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」を取りまとめるとともに、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画」を策定し、平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの 5 か年に渡り、地方公共団体に学校の ICT 環境を整備するための地方財政措置を講ずることとしました。

しかしながら、国の財政措置にもかかわらず、地域間で ICT 活用の有効性や必要性に対する認識に差が生まれ、地方公共団体に於ける ICT 環境の整備にばらつきが生じていました。国は、このことに危機感を抱き、全国一律の学校 ICT 環境を整備するため、令和元年

度（2019年度）に大容量通信ネットワークと児童生徒1人1台端末を整備する「GIGAスクール構想」(※1)を示し、その実現に向けて地方公共団体への補助事業を創設しました。

さらに、令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、災害や感染症の発生等による臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての児童生徒の学びを保障できる環境を早急実現させるため、国は、5か年で計画していた児童生徒1人1台端末の整備を令和2年中に前倒して実施しました。これにより、全国の地方公共団体は、急速に児童生徒の端末整備を進めることとなりました。

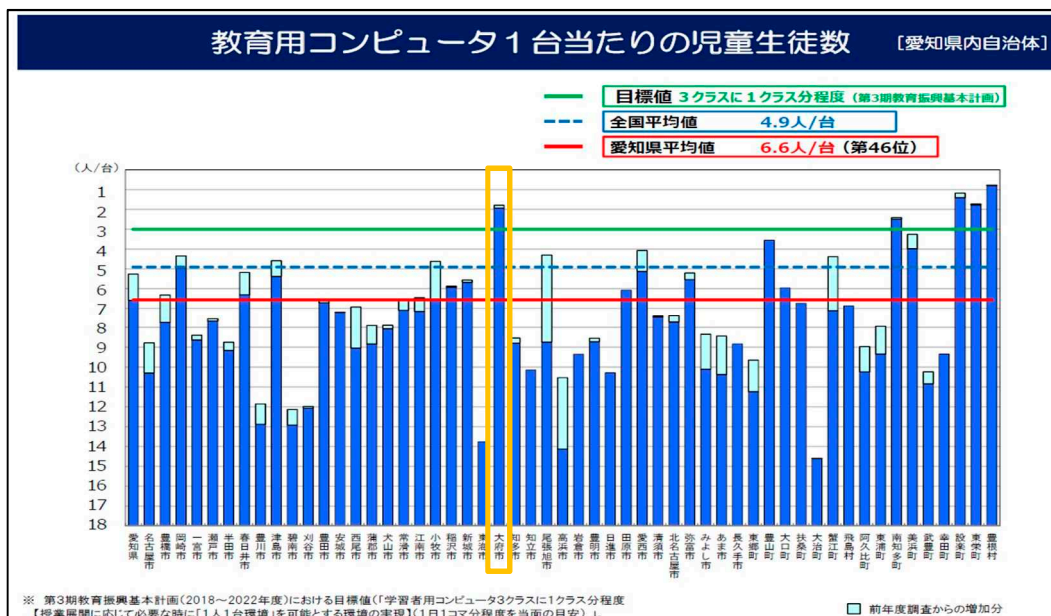
「GIGAスクール構想」により、児童生徒1人1台端末の整備が早期に実現する見通しである中、学習者用デジタル教科書(※2)の導入に向けた検討が進められています。

国は、平成30年（2018年）に学校教育法（昭和22年法律第26号）を一部改正し、令和元年度（2019年度）から紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じて学習者用デジタル教科書を併用することを可能としました。

しかしながら、学習者用デジタル教科書は、紙の教科書と異なり、現在は無償提供されていないため、学校現場への導入が進んでいません。この状況を国は課題として捉え、今後は、学校教育におけるICT活用や家庭への持ち帰りを積極的に進めるため、学校現場での実証事業等を実施し、学習者用デジタル教科書の導入を促進することを計画しています。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、平成27年度（2015年度）からICT教育の環境整備を始め、「小学校3年生以上の2人に1台の端末整備」、「全普通教室に電子黒板の設置」など、他の自治体に先駆けてICT教育の環境整備を推進し、令和2年度（2020年度）には、国の「GIGAスクール構想」に基づき、小学校4年生以上に1人1台の端末を整備しました。



【出典】令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省）

### 用語解説

- ※1 【GIGAスクール構想】GIGAは、「Global and Innovation Gateway for All」を略したもの。文部科学省が示す構想で、全国の学校で義務教育を受ける児童生徒に1人1台の学習者用端末やクラウド活用を前提とした高速ネットワーク環境を整備する計画をまとめたものをいう。
- ※2 【デジタル教科書】紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録である教材のこと。



この環境整備に併せて、教職員を支援するため、授業中の機器操作等の支援や ICT を活用した授業提案を行う ICT 支援員を各校に配置しています。

これらの充実した ICT 教育の環境を生かし、小学校では、学習指導要領において位置付けられた「プログラミング教育」の研究及び実践を他の自治体に先駆けて推進しています。この成果として、令和 2 年度（2020 年度）には、本市独自で教職員向けのプログラミング教育指導手引書「FUN！プログラミング」を発刊し、全市的にプログラミング教育の授業事例を共有することで、どの学校でもプログラミング教育を実践できるようにしました。

また、児童生徒に情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解させ、情報に関する問題に適切に対処できるよう、情報モラル(※1)に関する教育を授業に取り入れて、情報社会で適正な活動を行うための基礎になる考え方と態度を身に付けるよう取り組んでいます。

さらに、全ての小中学校で指導者用デジタル教科書を導入し、授業での活用を進めるとともに、大府小学校では国語、北山小学校では理科の学習者用デジタル教科書を試験導入し、教育効果の検証を行っています。

本市は、これまで進めてきた ICT 教育を基盤とし、「GIGA スクール構想」で整備した児童生徒 1 人 1 台の端末を活用して、校内だけでなく家庭学習での ICT の活用を進め、臨時休業等の緊急時において遠隔教育が実施できるよう環境整備をする必要があります。

また、ICT 教育を推進することで、児童生徒が ICT の最新技術に関心を深めるとともに、情報リテラシー(※2)や情報モラルの知識を向上させることで、今後の課題となる「超スマート社会 (Society 5.0)」の到来に対応できる児童生徒を育成する必要があります。

#### 施策を実現するための手段

- ①児童生徒 1 人 1 台端末を活用した ICT 教育を推進します。
- ②急速な ICT 教育の環境整備に対応するため、ICT 支援員の配置や ICT に係る研修機会を教職員向けに提供し、ICT 教育に対する教職員への支援の充実を図ります。
- ③教職員向けのプログラミング教育指導手引書「FUN！プログラミング」を活用したプログラミング教育を通じて、主体的・対話的で深い学びを実践し、児童生徒が学びを実感できる教育を推進します。
- ④ICT の活用と合わせて、情報社会の特性を理解し、適切な振る舞いができるよう、計画的な情報モラル教育を実施します。
- ⑤「超スマート社会 (Society 5.0)」の実現に向けた技術革新の進展に対応できるよう IoT やビッグデータ、AI 等の最新技術を身近に感じられる ICT 教育を推進します。

#### 用語解説

- ※1 【情報モラル】情報社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範のことを指す。
- ※2 【情報リテラシー】情報(information)と識字(literacy)を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように管理・活用できる能力のこと。

## ⑤ キャリア教育の推進

### 国内の情勢

学習指導要領では、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるようにすることを目的とし、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることとしています。

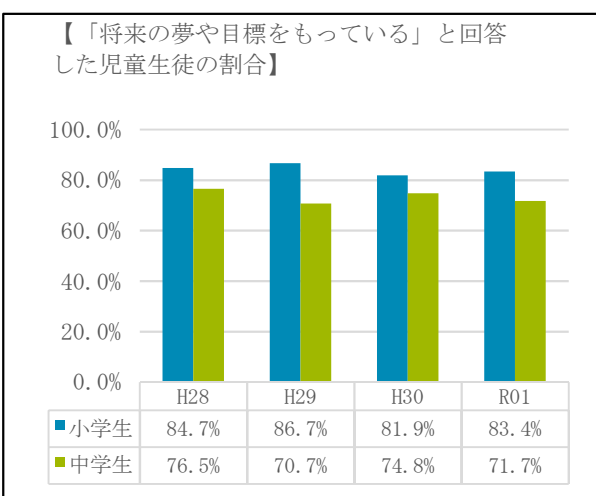
また、キャリア教育を実践する特別活動で、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」としており、これを踏まえて、国は、令和2年（2020年）4月から全ての小中学校で「キャリア・パスポート」を活用することを求めて、各都道府県教育委員会等に事務連絡を発出しています。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、中学生の職場体験活動や進路指導等を通じて、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むためのキャリア教育を推進しています。

全国学力・学習状況調査の結果によると、社会的・職業的自立に向けた意識を測る指標として「将来の夢や目標をもっている」と回答した児童生徒の割合は、小学生が80%程度、中学生が70%程度で推移しています。

今後も引き続き、学習指導要領に沿ってキャリア教育を推進するとともに、国が求める「キャリア・パスポート」の活用を検討し、児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通し、振り返りながら、自身の変容や成長を自己評価できるような仕組みの導入を検討する必要があります。



【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）

### 施策を実現するための手段

- ① 職場体験活動等を通じて、児童生徒に対し、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育成します。
- ② 児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通し、振り返るために、「キャリア・パスポート」等の児童生徒が活動を記録し蓄積する教材を活用したキャリア教育を推進します。

## ⑥ 日本語指導が必要な児童生徒への支援

### 国内の情勢

国は、平成 28 年度（2016 年度）には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に基づき定めた基本指針において、外国人児童生徒に対する配慮を必要としています。

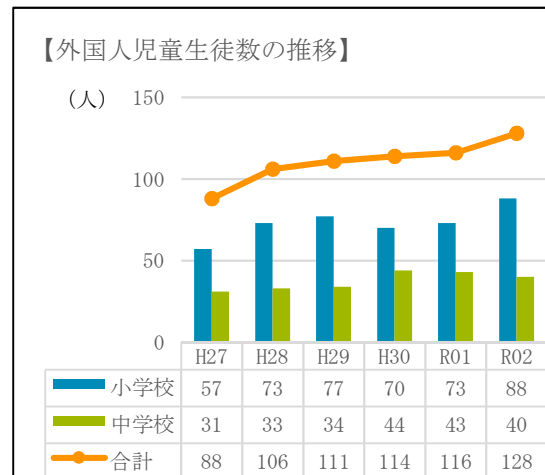
また、令和元年度（2019 年度）には、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号）を施行して、外国人児童生徒に対する日本語教育の充実を図ることとしています。

さらに、令和 2 年（2020 年）3 月には、文部科学省が「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」の報告書を作成し、今後の在留外国人の増加を見込んで、全ての外国人児童生徒が就学することを目標とし、就学環境を提供することとしました。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市の小中学校に在籍する外国人児童生徒数は、平成 27 年度（2015 年度）以降増加しており、令和 2 年度（2020 年度）には 128 人となっています。

また、日本語指導が必要な児童生徒数は、令和 2 年（2020 年）5 月現在で、小学校で 62 人、中学校で 31 人となり、合計で 93 人となっています。学区により日本語指導が必要な児童生徒に大きな差があるものの、多くの学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍し、特に、北山小学校、共長小学校、石ヶ瀬小学校及び大府北中学校に多数在籍しています。母国語別に日本語指導が必要な児童生徒を見ると、ポルトガル語、フィリピン語、インドネシア語の上位 3 言語で全体の約 7 割を占めています。



【出典】学校基本調査

### 【日本語指導が必要な児童生徒の学校別児童生徒数】（令和 2 年 5 月現在）（人）

小学校	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	計
大府小学校	0	0	0	0	0	0	0
大東小学校	0	1	0	0	0	1	2
神田小学校	0	0	1	0	2	0	3
北山小学校	4	5	4	5	3	0	21
東山小学校	1	0	0	1	0	0	2
共和西小学校	0	1	0	0	0	0	1
共長小学校	5	1	1	1	7	0	15
吉田小学校	0	1	0	0	1	0	2
石ヶ瀬小学校	2	2	1	4	4	3	16
合計	12	11	7	11	17	4	62

(人)

中学校	1年生	2年生	3年生	計
大府中学校	0	1	0	1
大府西中学校	3	4	1	8
大府北中学校	2	9	10	21
大府南中学校	0	0	1	1
合計	5	14	12	31

【日本語指導が必要な児童生徒の母国語別の内訳】 (令和2年5月現在) (人)

母国語	大府小	大東小	神田小	北山小	東山小	共和西小	共長小	吉田小	石ヶ瀬小	大府中	大府西中	大府北中	大府南中	合計	主な国籍
ポルトガル語			1	8			5		6	1	7	9		37	ブラジル
フィリピン語			1	1			5		6		1	2	1	17	フィリピン
インドネシア語				8			2					2		12	インドネシア
中国語		1		2		1	1					4		9	中国
ベトナム語				2	2				2			1		7	ベトナム
スペイン語							1					3		4	ペルー コロンビア
ネパール語			1						1					2	ネパール
ウルドゥ語								2						2	パキスタン
英語									1					1	ナイジェリア
ウクライナ語							1							1	ウクライナ
タイ語		1												1	タイ
合計	0	2	3	21	2	1	15	2	16	1	8	21	1	93	

本市では、日本語指導が必要な児童生徒の学校生活を支援するために、日本語・母語指導員を配置し、及び携帯型音声翻訳機を設置するとともに、学校だより等の文書を翻訳して多言語化する取組を実施しています。

しかしながら、学校現場では、日本語指導のノウハウが十分ではなく、指導に割くことができる時間数が限られるため、日本語習得に時間がかかり、学習の遅れや集団での不適應を起こすことが課題になっています。

このような状況において、本市は、これまで進めてきた外国人児童生徒への支援策を継続するとともに、日本語指導が必要な児童生徒が、円滑に学校生活を送り、教育機会を均等に受けられるようにするため、日本語初期指導(※1)を推進する必要があります。

#### 施策を実現するための手段

- ①日本語・母語指導員の配置、携帯型音声翻訳機の設置及び翻訳文書の作成を行い、日本語指導が必要な児童生徒に対する学校生活での支援を充実します。
- ②日本語指導が必要な児童生徒が、円滑に学校生活を送り、教育機会を均等に受けられるようにするため、日本語初期指導を推進します。

#### 用語解説

※1 【日本語初期指導】日本語指導が必要な児童生徒や就学前児に対して、日常生活や学校で必要となる基礎的な日本語を集中的に指導すること。

## ⑦ グローバルに活躍する人材の育成

### 国内の情勢

学習指導要領では、小学校3年生及び4年生に「外国語活動」を、5年生及び6年生に「外国語科」を新設し、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成することとしています。

また、国の教育振興基本計画では、グローバル化の一層の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模課題を自ら発見して解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要であり、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場で言語に支障なく意見を述べ、他者と交流することができる能力を育成していくことを重視しています。

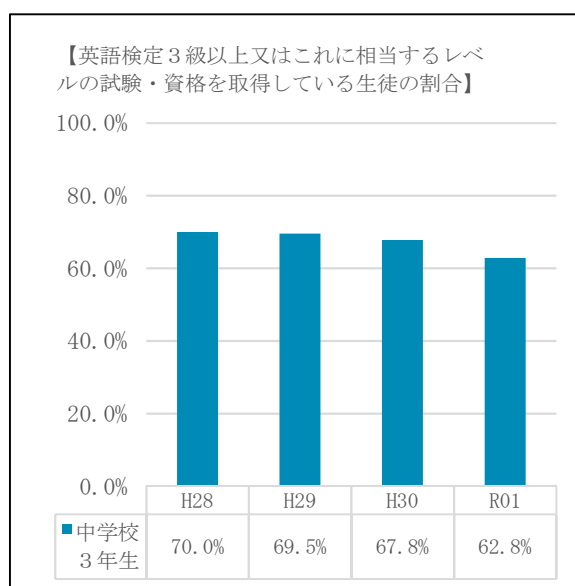
### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、英語の授業や外国語活動において、外国語指導助手（ALT）を配置し、児童生徒に外国文化や生活習慣を直に感じてもらうことで、国際文化を理解する教育を推進しています。

また、中学生の英語力及び学習意欲の向上を図るため、実用英語技能検定（以下「英語検定」という。）の受験料に対する補助金を支給しています。

さらに、英語検定試験の受験機会の拡大を図るため、教育委員会が主体となって市役所を受験会場とした英語検定試験を開催しています。

市内の中学生の英語力を図る指標として、英語教育実施状況調査で英語検定3級以上又はこれに相当するレベルの試験・資格を取得している生徒の割合は、平成28年度（2016年度）と比較すると、減少傾向にあります。



【出典】英語教育実施状況調査（文部科学省）

今後は、学習指導要領における外国語教育の小学校での導入・教科化の趣旨を踏まえ、児童生徒の国際理解を深め、外国語能力やコミュニケーション能力を向上させる施策を更に推進し、国際社会でグローバルに活躍できる人材を育成する必要があります。

また、本市が推進しているICT教育の環境を生かし、外国語の発音や会話の練習の際に、タブレット端末を使用して音声を録音し、録音した音声を聞き返して練習することや、テレビ会議システムを利用した外国語講師との会話練習など、ICTを効果的に活用した外国語教育を推進する必要があります。

### 施策を実現するための手段

- ①英語の授業や外国語活動の時間を通じ、国際文化を理解する教育を推進します。
- ②外国語指導助手（ALT）を活用し、担任や専科教員と連携した指導体制により、外国文化や生活習慣を理解したグローバルに活躍できる人材を育成します。
- ③英語検定の受験料に対する補助金を支給し、中学生の英語力及び学習意欲の向上を図るとともに、英語検定試験の受験機会の拡大を図るため、市役所を受験会場とした英語検定試験を開催します。
- ④ICT を効果的に活用した外国語教育を推進します。



外国語指導助手（ALT）の授業

### (3) 健康・体力づくりの推進【体育】

近年、児童生徒の生活習慣は変容し、運動時間の減少、不規則な食生活などが健康面や体力面に悪影響を及ぼしています。これらを要因とした児童生徒の健康問題の増加や体力低下が進む中において、心身ともに健康で活力ある児童生徒を育成していくことが教育上の課題となっています。

本市は、昭和49年（1974年）の第1次大府市総合計画から「健康都市」の実現をまちづくりの基本的な理念に掲げ、個人の健康に加え、地域社会全体が健全なまちづくりを目指し、多くの施策に取り組んでいます。

本市の教育活動においても、様々な学習を通して健康・体力づくりの大切さを児童生徒に伝え、まちづくりの基本理念である「健康都市」の実現を目指し、未来の担い手の育成に努めています。

そこで本市では、今後も「健康都市おおぶ」の担い手となる児童生徒を育成するため、児童生徒の健康・体力づくりを推進する施策を展開します。

施策
①健康づくりの推進
②体力づくりの推進
③食育の推進

成果指標	対象	現状値 (R01)	目標値 (R07)
学校保健統計調査で肥満度20%以上の児童生徒の割合	小学生	<b>6.3%</b>	<b>4.5%</b>
	中学生	<b>7.3%</b>	<b>5.5%</b>
全国体力・運動能力調査で全国平均値に達している種目数	小学校 5年生男	<b>2/8</b>	<b>8/8</b>
	小学校 5年生女	<b>3/8</b>	<b>8/8</b>
	中学校 2年生男	<b>4/8</b>	<b>8/8</b>
	中学校 2年生女	<b>4/8</b>	<b>8/8</b>

## ① 健康づくりの推進

### 国内の情勢

児童生徒の健康づくりの課題としては、朝食を欠食する児童生徒の割合の増加や、メンタルヘルス、各種感染症、アレルギー疾患等、学校だけでは解決できない現代的な健康問題が発生し、国は、これらの課題に対応するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の学校保健関係団体の資源や情報の活用を通じて、学校・家庭・地域の専門機関等の連携による保健管理等を推進しています。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、適切な生活習慣を学齢期から身に付け、心身ともに健康で活力のある児童生徒を育成するため、健康賞の授与やフッ化物洗口等の健康づくりの取組を行っています。

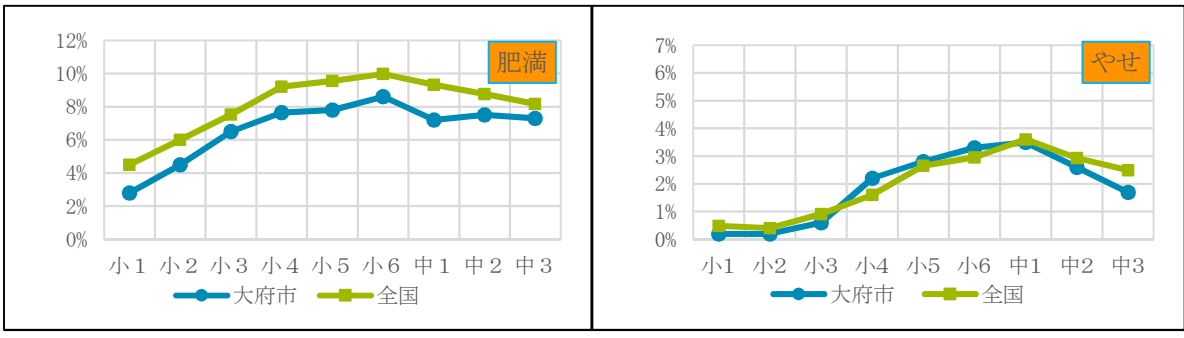
また、児童数の多い小学校に市独自の養護教諭補助員を必要に応じて配置し、学校における児童の健康管理について、指導体制の一層の充実を図っています。

さらに、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師、学校並びに教育委員会で学校保健会を組織し、専門機関と連携して児童生徒の健康診断を実施して児童生徒の健康管理を行っています。

本市の学校保健統計の肥満・やせの割合を全国と比較すると、平均的な状態であることが分かります。

学齢期からの健康管理は、今後成人していく際の基礎的な健康づくりにつながるため、今後も継続的に児童生徒の健康状態を把握し、学校における基礎的な健康維持を図る施策を推進する必要があります。

#### 【児童生徒の肥満・やせの割合】



【出典】令和元年度大府市学校保健統計（大府市）、令和元年度学校保健統計調査（文部科学省）  
 肥満度 = (実測体重 (kg) - 身長別標準体重 (kg)) / 身長別標準体重 (kg) × 100 (%)

### 施策を実現するための手段

- ①健康賞の授与、児童生徒の健康な歯を維持するためのフッ化物洗口等を実施し、「健康都市おおぶ」に相応しい児童生徒の健康づくりを推進します。
- ②学校における児童の健康管理について、指導体制の一層の充実を図るため、養護教諭補助員を必要に応じて配置します。
- ③児童生徒の健康管理のため、児童生徒健康診断を実施します。
- ④学校医、学校歯科医及び学校薬剤師からの専門的な助言の下、児童生徒の健康づくりを推進します。



## ② 体力づくりの推進

### 国内の情勢

全国的な児童生徒の体力については、全国体力・運動能力調査において、全体としては緩やかな向上傾向が見られるものの、昭和 60 年（1985 年）代頃の水準と比較した場合、依然として低い水準にあるとしています。

しかしながら、令和元年度（2019 年度）の同調査の結果から、授業時間以外に運動する時間は減少しており、運動する時間が少ない児童生徒の体力合計点が低くなりました。この要因は、同調査において、平日 1 日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間が増加したことにより、運動時間が減少し、体力低下につながっていると分析しています。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、心身ともに健康で活力のある児童生徒を育成するため、教科としての体育の授業や、部活動指導、各種スポーツ大会等を通じて、体力づくりを推進しています。

また、平成 29 年度（2017 年度）から、子どもの運動能力向上のため、児童老人福祉センター（児童センター）で実施している「体力向上プロジェクト・運動遊び講座」を令和 2 年度（2020 年度）から、新たに小学校の体育の授業に取り入れ、児童の体力向上を図る取組を実践しています。

令和元年度（2019 年度）の全国体力・運動能力調査の結果を、平成 27 年度（2015 年度）と比較すると、本市の体力合計点は低下し、全国平均と比較しても低い数値となっています。

学齢期からの体力づくりは、今後成人していく際の基礎的な体力づくりにつながるため、児童生徒の基礎的な体力向上を図るための新たな取組を推進していく必要があります。

### 【全国体力・運動能力調査結果の比較】

種目		H27		R01	
		大府市	全 国	大府市	全 国
体力合計点	小 5 男	53.6	53.8	52.1	53.6
	小 5 女	54.1	55.2	54.6	55.6
	中 2 男	41.8	41.8	40.9	41.7
	中 2 女	50.0	49.0	49.6	50.2

【出典】全国体力・運動能力調査（文部科学省・スポーツ庁）

### 施策を実現するための手段

- ①運動に親しむ資質・能力を育てるため、児童生徒の発達段階を考慮して、体育の授業など、学校の教育活動全体を通じて適正な指導を推進します。
- ②児童の体力低下を防止するため、小学生向けの体力向上プロジェクトを実施します。

### ③ 食育の推進

#### 国内の情勢

国は、食育の基本理念と方向性を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年（2005年）に施行した「食育基本法」（平成17年法律第63号）に基づき、「食育推進基本計画」を策定し、各種施策を推進しています。

学校における食に関する指導は、学習指導要領において、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進することとしています。

また、近年は、食品ロス問題への関心が高まり、まだ食べることができる食品が大量に廃棄される現状が問題視されることが「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも言及されています。このような状況の中、国は、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）を施行し、食品ロスの削減を総合的に推進することとしています。

#### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市の学校給食は、知多5市5町の中で唯一となる「自校調理方式」を採用しています。この方式により、美味しく、栄養バランスの整った、できたての給食の提供や、食物アレルギーに対応した除去食等のきめ細かな対応を行っています。

児童生徒への食育の指導については、平成21年（2009年）に「大府市小中学校食育推進の指針」を策定し、市内全校で栄養教諭による発達段階に応じた指導を計画的に行っています。

また、給食教室や給食懇談会を開催し、保護者等に学校給食の現状を知っていただき、学校給食に対する理解や意見等をいただく機会を設け、家庭・地域と連携した食育を推進しています。

今後も、食育の推進を図り、自校調理方式による安心・安全な給食の提供を継続するためには、給食施設及び備品を計画的に更新するとともに、給食を調理する給食調理員を適正に配置し、学校給食を円滑に提供する環境整備を行う必要があります。

また、食に関する指導を通じて、食品の大切さを児童生徒に知ってもらい、食品ロスの削減に向けた意識の向上を図る必要があります。



### 施策を実現するための手段

- ① 自校調理方式による美味しく、栄養バランスの整った、できたての給食を提供することにより、児童生徒の食育を推進します。
- ② 食物アレルギーに対応した除去食等のきめ細かな対応を行うことで児童生徒の健康を増進させます。
- ③ 「大府市小中学校食育推進の指針」に基づき、発達段階に応じた食に関する指導を計画的に行うとともに、家庭・地域と連携した食育を推進します。
- ④ 安心・安全な給食を提供するため、給食施設及び備品を計画的に更新するとともに、給食調理員を適正に配置します。
- ⑤ 給食等の提供や食に関する指導を通じて、食品の大切さを児童生徒に知ってもらい、食品ロスの削減に向けた意識向上を図ります。



給食教室

#### (4) 社会に貢献しようとする態度の育成【協働】

本市は、自治区・コミュニティ活動や公民館活動が盛んであり、市民との協働による取組で、様々な社会問題に対応しており、教育においても、地域と学校が協力し、児童生徒の健全な育成に努めてきました。

しかし、近年では、都市化や高齢化の進展、共働き世帯の増加等に起因する地域社会のつながりの希薄化により、児童生徒の地域活動に対する関心が低下していることが問題視されています。

このような状況の中、本市の次世代を担う児童生徒が郷土を愛し、郷土の発展に関わろうとする態度を育成するためには、地域の歴史や課題を正しく理解するとともに、多様な集団や組織と関わり、心の結びつきや信頼感の中で主体的な学びを進め、協働する活動を積極的に取り入れることが必要です。

そこで本市では、児童生徒が身近な地域社会の課題に対して関心をもち、その解決のために積極的に行動しようという意欲を育み、自らがまちづくりの主体であるという自覚と行動力の育成を目指した施策を展開します。

施策
①郷土を愛する心の育成
②青少年健全育成の推進
③学校における安全教育の推進
④環境教育の推進

成果指標	対象	現状値 (R01)	目標値 (R07)
中学生で年1回以上ボランティア活動をした生徒の割合	中学生	<b>66.0%</b>	<b>72.0%</b>
全国学力・学習状況調査で「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合	小学生	<b>68.5%</b>	<b>80.0%</b>
	中学生	<b>59.7%</b>	<b>80.0%</b>
学校評価で「いつも社会のルールやマナーを守っている」と回答した児童生徒の割合	小学生	<b>92.9%</b>	<b>95.0%</b>
	中学生	<b>93.8%</b>	<b>95.0%</b>

## ①郷土を愛する心の育成

### 国内の情勢

平成 18 年（2006 年）12 月に全部改正し、施行された教育基本法では、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」を教育の目標の一つとして規定し、国の教育振興基本計画では、郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進することとしています。

また、学習指導要領では、道徳教育において、地域社会の行事への参加は、幅広い年齢層の人々と接し、人々の生活、文化、伝統に親しみ、地域社会に対する愛着を高めるだけでなく、地域社会への貢献などを通じて社会に参画する態度を育てるなど、児童生徒にとって道徳性を養う豊かな体験となるとし、教育に取り入れることとしています。

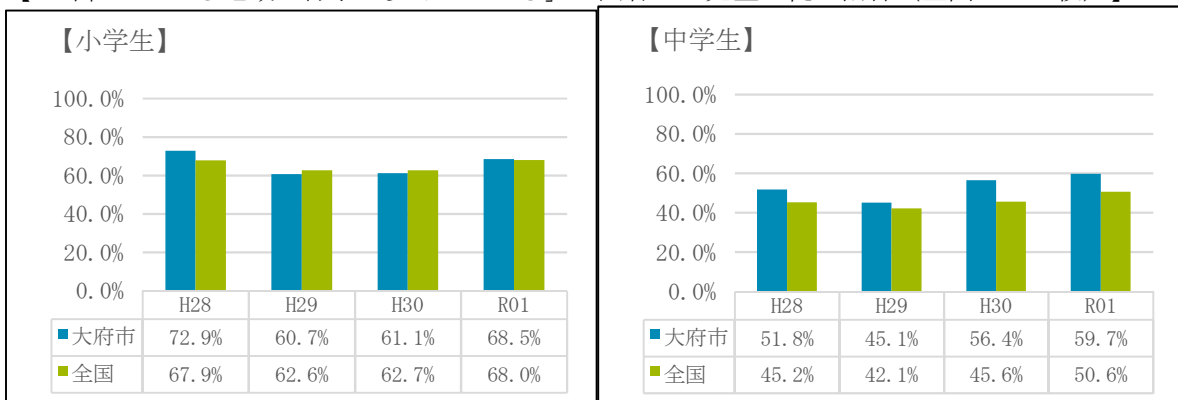
### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、市が主催するイベントや地域のお祭り、環境美化活動等に児童生徒がボランティアとして参加するなど、積極的に地域に関わることで、地域社会の一員として郷土を愛する心を育成しています。

また、市の周年記念事業として、中学生議会を開催し、中学生が議員となって模擬議会を行うことで、地方自治の制度やまちづくりに主体的に関わる意識の向上を図りました。市制 50 周年記念の際には、中学生サミットを開催し、SDGs の視点から、未来のまちづくりに向けた中学生宣言を策定し、市内外へ発信することを計画しています。

全国学力・学習状況調査の結果によると、「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した本市の児童生徒の割合は、平成 29 年度（2017 年度）に一時減少しましたが、平成 30 年度（2018 年度）からは増加しています。全国の割合と比較すると、数値の変動は、全国と同様の傾向となっており、中学生は、全国より数値が高い傾向ですが、小学生は平成 28 年度（2016 年度）に全国より数値が高い状態であったものの、平成 29 年度以降は全国と同程度の数値で推移しています。

【「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合（全国との比較）】



【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）

地域とのつながりは、多世代に渡るコミュニケーションを通して社会を学ぶ絶好の機会であり、児童生徒の成長にとってプラスになるため、更に地域行事への参加を促進する必要があります。

また、児童生徒自身がまちづくりの担い手となることを意識し、住みよいまちをつくるために、自らできることを考える機会を設ける必要があります。

#### 施策を実現するための手段

- ①児童生徒が市のイベントや地域行事等にボランティアとして参加することを通じて、地域に積極的にに関わり、地域社会の一員として、郷土を愛する心を育成します。
- ②中学生サミット等を開催し、地方自治の制度やまちづくりに主体的に関わる意識の向上を図るとともに、児童生徒が主体的にまちづくりを考える機会を設けます。



中学生による地域清掃活動



中学生議会

## ②青少年健全育成の推進

### 国内の情勢

少子高齢化、雇用形態の多様化などの影響により、児童生徒の家庭環境は変化し、青少年問題も複雑化・多様化しています。

また、情報化社会の進展に伴い、インターネット、SNS(※1)、スマートフォン等の利用を介して、いじめ、非行、犯罪被害等のトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

さらに、ひきこもり、ニート、不登校等（以下「ひきこもり等」という。）の青少年を取り巻く問題が深刻化し、社会生活を円滑に営む上で悩みを抱える子ども・若者への支援の在り方が課題とされています。

こうした課題に対応するため、国は、平成 28 年（2016 年）2 月に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定し、全ての子ども・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を目指すこととしています。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、地域住民による青少年への声かけパトロール等を通じて、地域の教育力を高めるとともに、青少年の健全育成と非行防止に資する活動を推進しています。

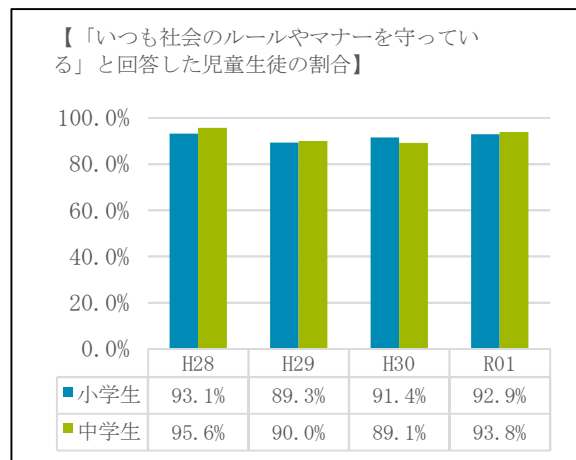
また、大府市青少年問題協議会を設置し、関係機関が相互に連携し、青少年健全育成を中心に非行防止も含めた協議や情報交換を行い、地域の教育力の向上を目指しています。

学校では、生徒指導部会を設置し、市内の小中学校、高等学校、特別支援学校、警察署等の関係機関が情報交換を行い、生徒指導面全般についての実態把握に努め、児童生徒の問題行動の未然防止を行っています。

また、ひきこもり等に悩む子ども・若者を支援するため、大府市子ども・若者支援地域協議会を設置し、ひきこもり等の子ども・若者に対する支援策の調査、審議や情報交換を行っています。加えて、子ども・若者支援相談窓口を設置し、ひきこもり等に悩む本人や家族のための相談窓口を開設しています。

学校評価の結果によると、「いつも社会のルールやマナーを守っている」と回答した児童生徒の割合は、平成 28 年度（2016 年度）と比較すると、小学生は横ばいの状態で推移し、中学生は減少しました。

児童生徒の健やかな成長と社会的自立を実現するためには、今後も引き続き、関係機関と連携し、青少年の健全育成を推進する必要があります。



【出典】各小中学校実施学校評価

### 用語解説

※1 【SNS】 Social Networking Service の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスのこと。

さらに、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための情報モラル教育を推進する必要があります。

#### 施策を実現するための手段

- ①学校、地域、家庭が相互に協力し、児童生徒の問題行動の未然防止、非行防止対策を実施することで青少年の健全育成を推進します。
- ②ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で悩みや課題を抱える子ども・若者や家族を支援するため、関係機関との連携の充実を図ります。
- ③インターネット上のトラブルから児童生徒を守るため、情報モラル教育を推進します。





### ③学校における安全教育の推進

#### 国内の情勢

国は、平成 29 年（2017 年）3 月に「第 2 次学校安全の推進に関する計画」を策定し、今後の学校安全の目指すべき姿として、「全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。」として、全ての学校が、この目標に向かって、変化する自然状況や社会状況に対応し、児童生徒を取り巻く環境を的確に捉え、児童生徒の発達段階や地域特性に応じた学校における安全教育の取組を推進する必要性を示しています。

国の教育振興基本計画においても、児童生徒が安全で安心な環境下で学ぶためには、自らの安全を守るための能力を育成する安全教育が必要であり、児童生徒の発達段階に応じた質の高い学校安全の取組を、家庭・地域・関係機関等と連携・協働しながら、全ての学校において推進することとしています。

また、近年は、猛暑による熱中症事故が多数発生しています。学校管理下においても令和元年度（2019 年度）には、全国で 5,000 件を超える熱中症事故が発生しており、児童生徒が死亡する事案も発生していることから、国は、地方公共団体に対して学校管理下における熱中症事故の防止に向けた環境整備を行うことを求めています。

さらに、学校は、児童生徒が集団生活を営む場であり、インフルエンザや結核など、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）により、出席停止等の措置を講じ、感染症拡大の防止を図っています。

令和 2 年（2020 年）に、新型コロナウイルス感染症が拡大した際には、同年 6 月に「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を策定し、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していくための学校運営の指針を示しました。あわせて、学校へ布製マスクを配布するとともに、消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品を購入する経費を補助する事業を創設し、学校における感染症対策を進めました。

#### 大府市の状況と取り組むべき課題

学校における安全教育の領域には、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の 3 つの領域があります。本市では、この 3 つの領域のそれぞれにおいて児童生徒に対する安全教育を推進しています。

まず、生活安全の領域では、学校等を対象とした防犯講話や研修会を開催するとともに、警察や安心安全推進協会各支部等と協働して啓発活動を実施し、児童生徒の防犯に関する意識啓発を図っています。

次に、交通安全の領域では、児童生徒に対して、地域安全専門員、地域安全推進員、交通指導員等による交通安全教室を実施し、交通安全に関する意識啓発を図っています。

最後に、災害安全の領域では、小学校を対象とした地域防災スクール事業の実施、中学生を対象とした防災講演会の開催、地域総ぐるみ防災訓練への参加促進等により、児童生徒に体験活動等を通じて防災に関する意識啓発を図っています。

また、安全教育と併せて、安心・安全な学校づくりを推進するため、学校では、事件、事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定した危機管理マニュアルを作成し、定期的に避難訓練等を実施することで有事に備えることや、学校メルマガを活用した不審者情報・災害情報の提供等の情報発信をしています。

さらに、熱中症事故の防止のため、全ての小中学校の普通教室及び特別支援教室に空調設備の整備、部活動の中止を判断するための基準の策定等を行うとともに、学校保健安全法に基づいた学校における感染症への対応を行うことで、学校管理下における児童生徒の安全を確保しています。

なお、令和2年（2020年）に、新型コロナウイルス感染症が拡大した際には、国のガイドラインに基づいた感染症防止対策や、国の補助事業を活用した保健衛生用品の購入等を行い、学校での感染症防止対策を実施しました。

児童生徒が安心・安全な環境で学ぶ上で、これまで推進してきた学校における安全教育の取組及び安心・安全な学校づくりに関する取組を継続する必要があります。

#### 施策を実現するための手段

- ① 児童生徒が自らの安全を守る能力を育成するため、防犯講話、交通安全教室、地域防災スクール事業等の学校における安全教育を推進します。
- ② 事件、事故、災害等の緊急事態の発生を想定し、危機管理マニュアルを作成するとともに、避難訓練等を実施し、安心・安全な学校づくりを推進します。
- ③ 学校メルマガを活用し、不審者情報の提供や災害時の情報共有等を行うことで、児童生徒の安全を確保します。
- ④ 熱中症事故の防止や学校保健安全法に基づいた学校における感染症への対応を行い、学校管理下における児童生徒の安全を確保します。



防災スクール事業

## ④環境教育の推進

### 国内の情勢

国の教育振興基本計画及び学習指導要領では、教科等横断的に環境教育を進め、様々な教科において、環境問題に関わる学習を取り入れることで、「持続可能な社会の創り手」を育成することとしています。

また、地域等においても環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、自然体験活動や農林漁業体験などの体験活動の推進を図ることで環境教育を推進することとしています。

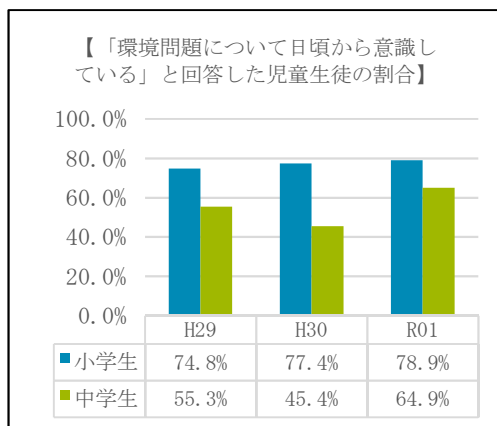
### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市は、小学校4年生を対象として、環境学習出前講座を実施し、家庭から排出されるごみ又は資源の実情や分別方法、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進やバイオマスプラスチック※1の活用等による脱プラスチック※2の取組について理解を深め、環境美化に対する児童の意識向上を図っています。

地域では、ごみゼロ運動による地域の清掃活動や「クリーン・アップ・ザ・ワールド・イン・大府」による石ヶ瀬川・鞍流瀬川周辺の環境保全活動に児童生徒も参加し、地域の環境美化、水辺や緑を親しめる空間の整備等を行うことで、児童生徒の環境美化に対する意識向上を図っています。

学校では、環境をテーマとした総合的な学習や、美化委員会の活動を中心とした資源回収の呼びかけ等に取り組むことで、児童生徒の環境教育を推進しています。

学校評価の結果によると、「環境問題について日頃から意識している」と回答した児童生徒の割合は、平成29年度（2017年度）において小学生が74.8%、中学生が55.3%でしたが、令和元年度（2019年度）には小学生が78.9%、中学生が64.9%となり、意識の向上が見られました。



【出典】各小中学校実施学校評価

児童生徒に対し、身近な環境を守り育てることが、ひいてはかけがえのない地球環境を守ることとなることを認識させ、現在及び将来の世代にわたり、快適な環境を保つため、これまで継続してきた環境教育を実施し、「持続可能な社会の創り手」を育成する必要があります。

### 施策を実現するための手段

- ①環境学習出前講座やごみゼロ運動等の地域清掃活動への参加を通じて、積極的に環境保全活動を行う意識の向上を図ります。

#### 用語解説

※1 【バイオマスプラスチック】生物由来の有機性資源を原料として作られるプラスチックのこと。

※2 【脱プラスチック】プラスチック製品の使用をやめること。プラスチックごみによる海洋汚染の深刻化を食い止めるため、使い捨てプラスチックの使用をやめたり、製品に使用するプラスチックを他の素材に替えたりする活動を指す。

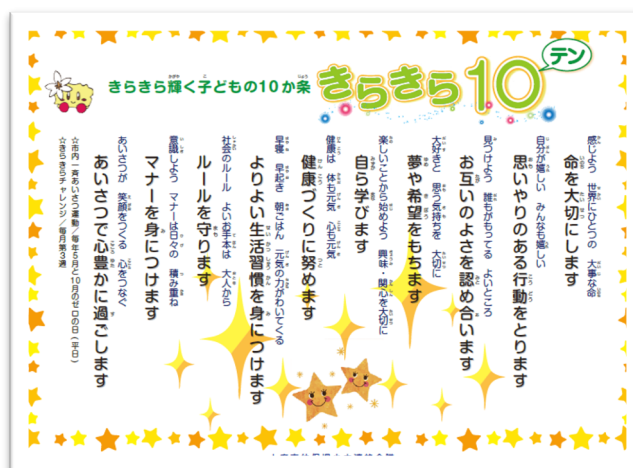
## (5) 幼保児小中連携教育の推進

本市では、平成 18 年（2006 年）に幼保児小中連絡会議を組織し、平成 24 年（2012 年）には「大府市幼保児小中連携教育の指針」（きらきら）を策定しました。

この指針では、本市の子どもに身に付けて欲しい 10 項目の力を「きらきら 10(テン)」としてまとめ、基本的な生活習慣や生きる力を段階的に身に付けさせるための計画を系統表にまとめ、こうした連携教育の取組を「きらきら教育」と呼んでいます。

「きらきら教育」は、本市独自の教育の取組であり、現在は定着して実践されていますが、時代とともに、家庭や地域に限らず、市内の幼稚園・保育園・学校の環境も変化しているため、時代に即した幼保児小中連携の在り方を模索する必要があります。

そこで本市では、これまで続けてきた「きらきら教育」の取組を継続しつつ、幼稚園・保育園・児童（老人福祉）センター・小学校・中学校間の連携と家庭や地域社会との協働が一層推進されることを目指した施策を展開します。



### 施策

#### ①幼保児小中、家庭及び地域社会の連携・協働

成果指標	対象	現状値 (R01)	目標値 (R07)
学校評価で「学校は積極的に家庭や地域との連携・協力を努めている」と回答した保護者の割合	保護者	84.8%	95.0%
きらきらチャレンジの参加率	小学生	66.9%	90.0%
	中学生	50.9%	90.0%

## ①幼保児小中、家庭及び地域社会の連携・協働

### 国内の情勢

幼保児小中の連携については、学習指導要領で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。」としており、幼児期から学齢期への円滑な接続を図ることを学校教育において求めています。

さらに、学習指導要領と同時に改訂された幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針では、幼保児小中の接続について、学習指導要領と同様の考え方を示していることから、国は、幼児期から学齢期までの縦のつながりで見通して、幼保児小中の円滑な接続を図ることを各機関に求めています。

また、学校と家庭及び地域社会との連携については、国の教育振興基本計画で、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、児童生徒の育成に課題を抱える家庭が増加していることが、家庭教育上の課題であるとしています。

そこで、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められているため、学校や、子育て経験者を始めとした地域の多様な主体が連携・協力して、子育てを応援することが重要であるとしています。

加えて、地域行事への参加やボランティア活動など、地域社会との様々な関わりを通じて、地域への愛着や誇りを児童生徒に育むとともに、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することが、地域の発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要であるとしています。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市は、平成 18 年度（2006 年度）に「幼保児小中連絡会議」を設置しました。

この会議では、教育に関わる関係機関が情報交換や連携をすることにより、幼児期から小中学校の 15 年間を見通した子どもの教育について、関係機関が共通の認識を持つことで、幼児期から小学校、小学校から中学校への接続時に子どもが感じる不安を解消させ、円滑に学校生活へ移行できるよう取り組んできました。

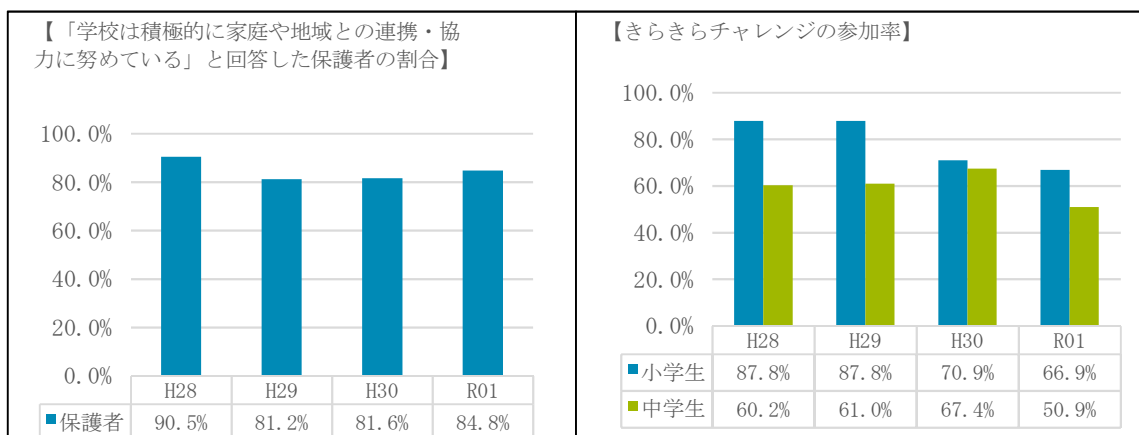
また、幼稚園・保育園・児童（老人福祉）センター・小学校・中学校の連携だけではなく、保護者や地域も共通の狙いをもって、本市の児童生徒を育てていくための指針として、「大府市幼保児小中連携教育の指針「きらきら」」を作成しました。平成 24 年度（2012 年度）からは、「きらきら」を活用し、家庭や地域と教育に関わる関係機関が意識の共有を図りながら「大府市がめざす子どもの姿」の実現に向けて取り組んできました。

この「きらきら」の取組として、児童生徒を育てるためのスローガン「きらきら輝く子どもの 10 か条～きらきら 10（テン）」を作成し、きらきら 10 を表示したポスターを家庭や施設に掲示して、児童生徒を地域全体で育てる活動を続けています。

また、毎年5月と10月の平日の10日、20日及び30日に「市内一斉あいさつ運動」を実施し、登園・登校時に通学路で、子どもたちが地域の人との挨拶をかわすことで地域と触れ合う機会としています。

さらに、毎月第3週に「きらきらチャレンジ」を実施し、家族で都合の良い日に、家族でともに過ごす時間を作ることで、家庭における保護者と児童生徒のコミュニケーションの機会を設けるようにしています。

しかしながら、学校評価の結果によると、「学校は積極的に家庭や地域と連携・協力を努めている」と回答した保護者の割合は増加しておらず、各家庭において、きらきら教育の実践を行う「きらきらチャレンジへの参加率」も減少している状況です。



【出典】各小中学校実施学校評価

これまで関係機関と「きらきら教育」を推進してきましたが、近年は、市内に私立保育園が多数新設されています。今後は、公立機関以外との連携も視野に入れ、地域における教育力の低下、家庭教育等の課題や学校を取り巻く課題の複雑化・多様化に社会全体で対応し、幼保児小中、家庭及び地域社会が連携・協働していく必要があります。

今後も「きらきら教育」を推進するため、関係機関との連携・協働を継続するとともに、本計画の策定に合わせて「きらきら」の改訂を行い、現在の状況に合わせた幼保児小中連携教育の在り方を検討していく必要があります。

#### 施策を実現するための手段

- ① 幼保児小中連絡会議を開催し、市内の小中学校、公立・私立の保育園や幼稚園が同一方向の教育を切れ目なく実践するように意識の共有化を図ります。
- ② 大府市幼保児小中連携教育の指針「きらきら」に基づき、発達段階に応じた「知・徳・体」をバランスよく身に付ける教育を実践するため、関係機関との連携の充実を図ります。
- ③ 幼保児小中、家庭及び地域社会の連携・協働を推進するため、現在の状況に合わせた幼保小中連携教育の在り方を検討し、大府市幼保児小中連携教育の指針「きらきら」を改訂します。

## (6) 教育環境の充実

核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域との交流の希薄化により、家庭や地域の教育力が低下する現代社会において、学校に求められる役割は、以前にも増して複雑化・多様化し、これに伴い対応する学校現場の多忙化が進んでいます。

このような状況でも、学校では、教職員が児童生徒と向き合う時間を増やし、かつ、質の高い教育を提供することで、児童生徒の豊かな学びを支える必要があります。加えて、児童生徒の家庭環境の多様化に対応し、全ての児童生徒が安心して学校での学びに集中できるような支援を行っていく必要があります。

このような教育環境を整備する上では、学校だけでなく、保護者や地域住民の協力の下、学校運営を行う校長がリーダーシップを発揮し、地域の特色を生かした学校づくりを進めることが重要となります。

そこで本市では、社会の変化に対応し、児童生徒の豊かな学びを支えるとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進し、教育環境の充実に向けた施策を展開します。

施策
①持続可能な学校指導体制の整備
②児童生徒に向き合う環境づくりと教職員の働き方改革
③教育施設・環境の整備
④放課後児童の居場所づくり
⑤経済的困窮児童生徒への支援
⑥学びを保障する体制の整備

成果指標	対象	現状値 (R01)	目標値 (R07)
学校評価で「学校は、特色ある学校づくりを行っていると思う」と回答した保護者の割合	保護者 (小学生)	<b>83.9%</b>	<b>95.0%</b>
	保護者 (中学生)	<b>76.7%</b>	<b>95.0%</b>
放課後クラブの待機児童数	小学生	<b>0人</b>	<b>0人</b>

## ①持続可能な学校指導体制の整備

### 国内の情勢

学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」との理念を具現化するために学校教育に対し様々な改革を求めています。

国の教育振興基本計画では、新しい教育課程の実施を含めた次世代の学校教育は、教職員の在り方にかかっており、個々の課題に適切に対応しつつ、社会に開かれた教育課程の実現等による質の高い教育の提供に向け、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担することが必要であるとしています。

その上で、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を育成するなど、新しい時代の教育を担うための教職員を養成するとともに、教職員や専門家等が連携・分担して取り組み、チームとしての学校を実現するための体制を構築することが必要であるとしています。

あわせて、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から子どもの教育に責任を持ち、それぞれの教育機能を発揮し、相互に連携・協力しながら、児童生徒を支え、育むことが重要であり、学習指導体制の整備を基軸としながら、各学校において子どもの目線も踏まえ創意工夫をこらした特色ある学校づくりを行っていくことが必要であるとしています。

また、学び続ける教職員を支援するための養成、採用及び研修の一体的な改革を着実に進め、教職員の資質・能力の向上を図ることとしています。

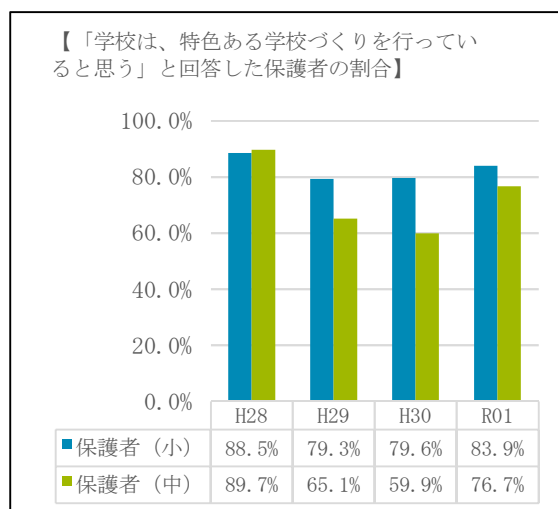
### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市では、これまで各学校の校風となっている学校文化を基盤として、創意工夫をこらした特色ある学校づくりをしてきました。

各校においては、特色ある学校づくりを進めるため、児童生徒、保護者へのアンケート調査による学校評価を実施し、学校の強み・弱みを分析することや、地域住民である学校評議員から、学校運営に関する意見・助言をいただく機会を設けるなど、地域からの様々な声を活用して学校運営の改善を図っています。

学校評価の結果によると、「学校は、特色ある学校づくりを行っていると思う」と回答した保護者の割合は、小学校、中学校ともに平成28年度（2016年度）以降は、平成30年度（2018年度）まで減少傾向にありましたが、令和元年度（2019年度）には上昇に転じています。

あわせて、学校情報を学校公式ウェブサイトや学校だよりを通じて積極的に発信し、学校での出来事や取組を地域・保護者に理解していただくために、地域に開かれた学校づくりを進めています。



【出典】各小中学校実施学校評価



また、課題を抱えた児童生徒に対し、教職員と連携・分担しながらチームで支援を行うことができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等を配置しています。

さらに、児童生徒の最善の利益の観点から、児童生徒を取り巻く問題についての法的アドバイスを学校に行うため、令和2年度（2020年度）から法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして市独自で配置しています。

また、教職員個々の資質・能力の向上を図るとともに、組織全体としての指導力を高めるため、各校の現職教育部会では、毎年度テーマを設定して教育研究を行うとともに、教育研究発表会を開催し、その研究成果を発表することで、他の教職員と知識を共有する活動を行っています。

以上のような取組を今後も継続するとともに、学校運営を行う校長がリーダーシップを発揮し、確かな理念を持って意図的、計画的、組織的に特色ある学校づくりに取り組む必要があります。

また、複雑化・多様化する課題に対応するため、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担することで、チームとしての学校を実現し、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制を整える必要があります。

#### 施策を実現するための手段

- ①校風となっている学校文化を基盤として児童生徒一人ひとりを大切にしたい創意工夫をこらした教育活動を推進します。
- ②学校評価や学校評議員等からの学校運営に関する意見・助言を踏まえて、特色ある学校づくりを推進します。
- ③学校公式ウェブサイトや学校だよりを通じて、学校の情報発信を行うことで、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- ④児童生徒の最善の利益の観点から、児童生徒を取り巻く問題についての法的アドバイスを学校に行うため、法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして市独自で配置します。
- ⑤現職教育事業の充実や、教育研究発表会における研究発表等を通じて、教職員の資質・能力の向上を図ります。
- ⑥複雑化・多様化する学校の課題をチームとして解決を図るため、専門性に基づくチーム体制を構築し、教職員一人ひとりが力を発揮できる環境の整備を図ります。

## ②児童生徒に向き合う環境づくりと教職員の働き方改革

### 国内の情勢

社会の急激な変化が進む中、学校では、学習指導のみならず、学校が抱える課題が複雑化・多様化したことで、教職員の労働時間が増加していることが全国的な課題となっています。

国は、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を推進しています。

働き方改革を推進するため、令和元年度（2019年度）には、学校における働き方改革に関する取組の徹底について、各教育委員会に必要な対応を求めています。

その後、令和元年（2019年）12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）を一部改正し、公立学校の教員の時間外勤務の上限を「月45時間内、年360時間内」とするガイドラインを指針に格上げして、在校等時間縮減の実効性を高めました。この法改正により、各自治体に条例等の整備を促し、業務削減による改善などを行う責任があることを明記して、学校における働き方改革を推進することを求めています。

また、学校での教育活動は、教職員と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われることから、教職員が心身ともに健康で教育に携わることが重要となります。

しかしながら、国全体の教職員の精神疾患による病気休職者数は、平成30年度（2018年度）の「公立学校教職員の人事行政状況調査」によると、5,212人（全教職員数の0.57%）で、平成19年度（2007年度）以降5,000人前後で推移しており、依然として高水準であることを国は課題として捉えています。

このような状況に対応するため、国は、各教育委員会に対して、精神疾患等の健康障害についての相談窓口の整備や、保護者からの過剰要求等に対して適切に対応するための専門家等の活用の促進、学校における働き方改革の取組を総合的に推進することを求めています。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

児童生徒に質の高い教育をするためには、教職員が指導に専念し、児童生徒と向き合う環境づくりを進める必要があります。

本市では、平成29年度（2017年度）に、学校の事務・業務の効率化による教職員の多忙化解消策や教育課程の見直しを検討する「大府 子ども・教職員を元気にするプロジェクト会議」を設置し、教職員の多忙化解消策を取りまとめました。

この会議の検討結果を踏まえ、教職員の負担軽減を図るため、学校行事の縮小、プール清掃の民間委託、勤務時間外の留守番電話の導入等を実施しています。

また、小学校では、水泳指導に係る教職員の負担軽減と児童に対する水泳指導の充実を図るため、水泳指導支援の民間委託を導入しています。

中学校では、部活動指導の顧問となる教職員が専門知識・技術を有していないことが多く、指導が十分にできないことや教職員の負担軽減を図るため、専門知識・技術を有する指導者を部活動指導員として雇用し、各校に配置しています。

さらに、増加傾向にある教職員の校務の効率化・簡素化を図るため、複合機や丁合機等の事務機器の最新化、校務支援パソコンの整備、サーバーのセンター化、校務支援システムの導入等を実施しています。

このような多忙化解消に向けた取組と併せて、教職員が心身ともに健康な状態を保つため、教職員健康診断を実施し、教職員の体の健康管理を行うとともに、教職員安全衛生委員会の設置、教職員メンタルヘルス相談、学校産業医による巡回指導、教職員ストレスチェック等を実施し、教職員のメンタルヘルス対策を推進しています。

しかしながら、依然として教職員の多忙化は解消されていない現状があるため、引き続き、教職員の多忙化解消に向けた取組の充実を図る必要があります。

また、勤務時間の上限設定など、法改正の対応も踏まえ、更なる働き方改革を推進し、教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合う環境づくりを行う必要があります。

あわせて、教職員が心身ともに健康な状態を保ち、児童生徒に向き合う環境づくりを進めるため、教職員の健康管理を継続して実施する必要があります。

#### 施策を実現するための手段

- ①学校行事の縮小、業務の民間委託の活用等により、教職員の負担軽減を図ります。
- ②教職員の事務負担を軽減するため、事務機器の更新や校務支援システムを導入し、校務の効率化・簡素化を図ります。
- ③教職員の勤務時間を適正化するため、勤怠管理を行う仕組みを整備し、教職員の働き方改革を推進します。
- ④教職員健康診断を実施し、教職員の体の健康管理を行うとともに、教職員安全衛生委員会の設置、教職員メンタルヘルス相談、学校産業医による巡回指導、教職員ストレスチェック等を実施し、教職員のメンタルヘルス対策を推進します。



### ③教育施設・環境の整備

#### 国内の情勢

国は、児童生徒の健康と安全はもとより、教育内容、教育方法等の多様化への対応など学校施設に固有に求められる機能を確保し、学校施設としての質的向上を図るため、学校施設の計画・設計上の留意点を示した「学校施設整備指針」を策定しています。

この指針が平成31年（2019年）3月に改訂され、学校数・児童生徒数の減少、老朽化の進行並びに特別支援学級在籍者及び通級による指導を受ける児童生徒の増加を背景に、今後の学校施設は、多様な活動・人材に対応し、また、社会環境等の変化に対応できるものとし、「学習指導要領への対応」「ICTを活用できる施設整備」「インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組」「教職員の働く場としての機能向上」「地域との連携・協働の促進」「学校施設の機能向上」「変化に対応できる施設整備の充実」を図るべきであるとしています。

また、国は、令和2年（2020年）12月に小学校の少人数学級の拡充をすることを決定し、現行の1学級40人としていた上限人数を引き下げ、全学年で35人とし、令和3年度から5年間をかけて、学年ごとに移行する方針を示しました。地方公共団体は、この方針に基づき、少人数学級の拡充を進め、学級数の増加に対応した施設整備が必要となります。

#### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市は、児童生徒の増減、施設の老朽化等に対応し、計画的に時代に即した教育施設・環境の整備を行っています。

平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までにかけては、生活環境の変化を踏まえ、児童生徒がトイレを快適に使用できるよう、校舎等のトイレの洋式化工事を実施し、洋便器の占める割合を100%としました。

令和元年度（2019年度）には、近年の災害とも言える夏の猛暑から児童生徒を守り、快適な環境で授業が受けられるよう、全ての小中学校の普通教室及び特別支援教室に空調設備を整備しました。

また、老朽化した給食室の建替工事や運動場の改修工事等を国の補助制度を活用し、効率的に実施しています。

今後は、これらの教育施設・環境の整備とともに、「トータルコストの縮減」と「予算の平準化」を図りつつ、「学校施設をできる限り長く使い、適正に維持管理・更新する」ことも必要とされているため、令和2年度（2020年度）に策定した「大府市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に施設を整備するとともに、半年ごとに行っている児童生徒推計に基づき、計画的に校舎等の改修を行っていく必要があります。

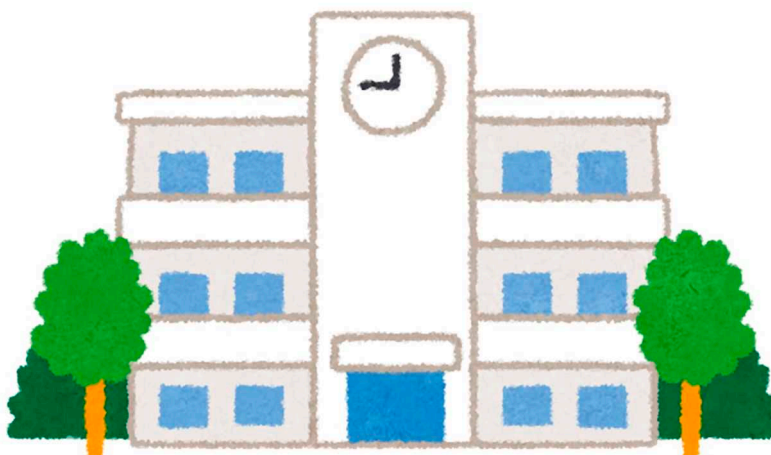
加えて、令和2年（2020年）12月に国が示した小学校の少人数学級を拡充する方針を踏まえて、本市においても段階的に少人数学級の拡充を進め、学級数の増加に対応した施設整備を計画していく必要があります。

また、障がいのある児童生徒の増加に対応し、エレベーターや多目的トイレの設置など、施設のバリアフリー化を推進する必要があります。

さらに、令和2年度（2020年度）には、災害時の避難所となる体育館の機能向上及び熱中症対策を図るため、中学校の体育館及び柔剣道場に空調設備を設置しました。今後も引き続き、災害時の避難所となる体育館等の熱中症対策を図るため、空調設備の設置等の環境整備を行う必要があります。

#### 施策を実現するための手段

- ❶老朽化する施設の維持管理のため、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に学校施設の管理を行います。
- ❷児童生徒数の推計に基づいて、計画的に校舎等の改修を行います。
- ❸障がいのある児童生徒が安全で快適な学校生活を送ることができるようにするため、エレベーターや多目的トイレの設置など、施設のバリアフリー化を推進します。
- ❹体育館への空調設備の整備など、災害時の避難所となる体育館の機能向上及び熱中症対策を図ります。



#### ④放課後児童の居場所づくり

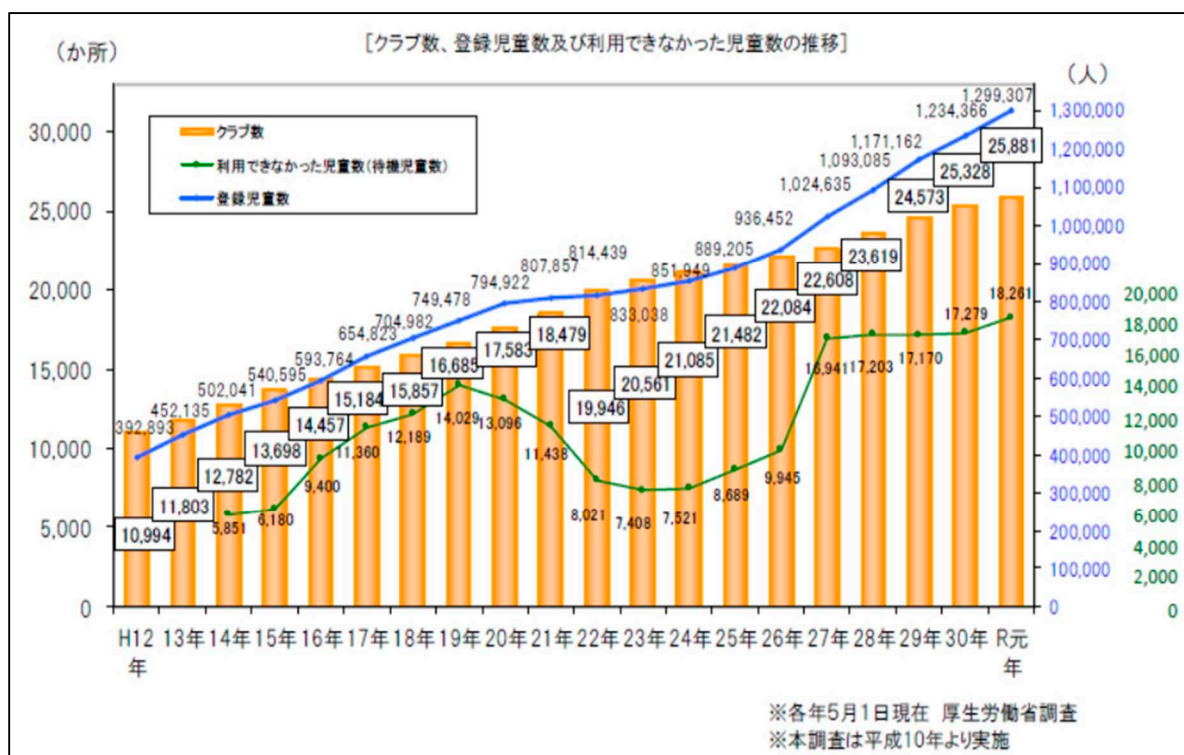
##### 国内の情勢

放課後児童クラブは、保護者の子育てを支援するため、昼間に保護者が仕事等で家庭にいない小学生に対する安心・安全な居場所として全国で整備されています。

国は、近年の女性就業率の上昇等により、共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、待機児童を解消し、「小1の壁」を打破するためには、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠であるとしています。

令和元年（2019年）の国の調査では、放課後児童クラブを利用登録している児童数が1,299,307人、放課後児童クラブ数が25,881か所であり、増加傾向にあることが分かりました。しかしながら、放課後児童クラブを利用できなかった待機児童数は、小学校4年生以上の高学年で18,261人となり、平成27年（2015年）以降増加してきています。

国は、平成30年（2018年）に策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを令和3年度（2021年度）末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指すこととしています。



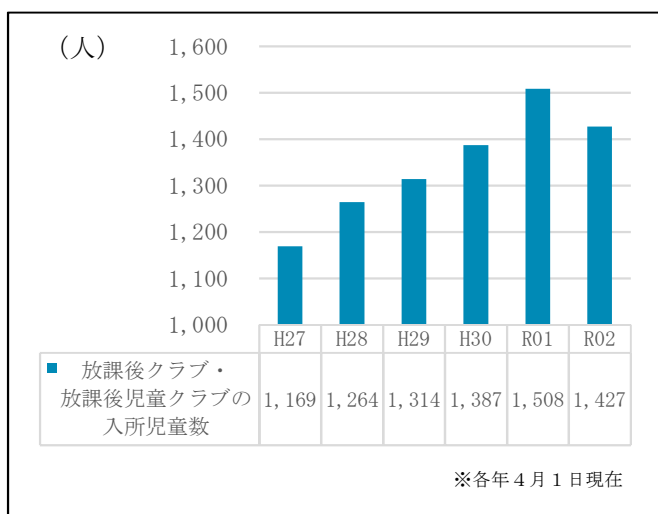
【出典】令和元年（2019年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（厚生労働省）

## 大府市の状況と取り組むべき課題

本市は、全ての小学校に公立の放課後クラブを設置し、児童の安心・安全な居場所づくりに努めています。

本市の放課後クラブ・放課後児童クラブの入所児童数は、平成27年(2015年)には1,169人でしたが、令和元年(2019年)には1,508人に増加し、令和2年(2020年)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少しましたが、全国と同様に増加傾向にあります。

なお、待機児童は、入所希望者の増加に合わせて施設を拡充することにより、希望者全員を受け入れており、現在は発生していません。



【出典】 おおぶの統計

令和2年(2020年)現在、市内には民間事業者により、3つの放課後児童クラブが運営され、市は各クラブへ財政的支援を行っています。

令和2年度(2020年度)からは、公立の共和西放課後クラブを民間委託し、民間のノウハウを活用した質の高いサービスの提供を始めています。

近年は、放課後クラブに対するニーズが多様化し、保護者ニーズに合わせて、開所時間の延長等を実施してきましたが、ニーズの更なる多様化が見込まれています。また、入所者の増加に伴い、必要となる指導員を確保することが困難となっており、放課後クラブ運営上の課題となっています。

そして、近年は、障がいのある児童の放課後等デイサービス等の利用ニーズが急速に高まっているため、今後は、公立の放課後クラブの利用も含め、市全体として効果的に障がいのある児童の放課後の居場所づくりを進める必要があります。

今後も、待機児童ゼロを維持し、放課後児童の安心・安全な居場所づくりを確保する必要があります。そのため、必要となる施設整備を行うとともに、課題とされる保護者ニーズの多様化への対応や、指導員の確保に努める必要があります。

### 施策を実現するための手段

- ①保護者の子育てを支援するため、昼間に保護者が仕事等で家庭にいない小学生に対する安心・安全な居場所として放課後クラブを設置します。
- ②民間が運営する放課後児童クラブへの支援や放課後クラブの民間委託による民間のノウハウを活用した質の高いサービスの提供を図ります。

## ⑤経済的困窮児童生徒への支援

### 国内の情勢

国が実施した「国民生活基礎調査」の結果によると、平成30年（2018年）の子どもの貧困率は13.5%となり、平成27年（2015年）の前回調査時より0.4ポイント改善しました。

貧困率は、改善が見られるものの、約7人に1人の子どもが貧困状態にあるため、国の教育振興基本計画においても、経済的困窮による教育の格差が生じることを引き続き課題として捉え、対策の必要性を示しています。

また、令和2年（2020年）に入って拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、経済状況は悪化し、全国的に経済的支援が必要な家庭が増加することが見込まれています。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市は、経済的な理由によって就学することが困難な児童生徒の保護者を対象に、就学上必要な経費の一部を支給しています。生活保護受給世帯の保護者を要保護者として、所得が生活保護基準に準じる世帯の保護者を準要保護者として就学援助費を支給しています。

平成29年度（2017年度）からは、準要保護者の認定基準を変更し、世帯の前年所得が生活保護基準の1.20倍未満から1.45倍未満に対象を拡大して、経済的支援を必要とする市民に適切なサービスが提供できるよう制度の充実を図っています。

本市の要保護・準要保護児童生徒数は、平成27年度（2015年度）以降は減少傾向で推移しています。

また、教育機会の均等を確保し、将来社会に有用な人材の育成を図るため、経済的な理由によって、修学困難な生徒に対し、市独自で給付型の奨学金制度を設けています。

平成29年度（2017年度）からは、奨学金の月額支給金額を9,000円から15,000円に増額し、支援の充実を図りました。

本市の奨学金受給者数は、平成28年度（2016年度）から横ばいの状態で推移しています。

本市も国と同様に、経済的困窮による教育の格差が生じることを課題として捉え、児童生徒の学びに影響を与えないようにするため、今後も継続して経済的困窮児童生徒への支援を行う必要があります。

#### 【要保護・準要保護児童生徒数の推移】（各年度末現在）

年度	H27	H28	H29	H30	R01
認定児童数（人） a	329	316	299	276	276
認定生徒数（人） b	259	230	238	213	208
合計（人） a+b=c	588	546	537	489	481
児童生徒数（人） d	8,246	8,350	8,307	8,299	8,377
認定率（%） c/d=e	7.13	6.54	6.46	5.89	5.74

#### 【奨学金受給者数の推移】

年度	H28	H29	H30	R01
受給者数（人）	19	21	20	19





## ⑥学びを保障する体制の整備

### 国内の情勢

令和2年（2020年）に、新型コロナウイルス感染症が拡大し、同年3月から5月末までにかけて、全国的に小中学校は臨時休業となりました。

国は、感染症拡大が長期化し、感染症とともに生きていかなければならなくなった状況と学習の遅れが発生していることを受け、令和2年（2020年）6月に「新型コロナウイルス感染症対策に伴う「学びの保障」総合対策パッケージ」を示しました。

この中で、教育課程の見直しや、加配教員、学習指導員等の追加配置やICT端末を活用した家庭学習のための環境整備等の人的・物的支援を行うこととしました。

国は、これらの対策を実施し、感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障の両立を目指し、感染拡大の状況にかかわらず、子どもたちの学びを最大限に保障することを目指しています。

### 大府市の状況と取り組むべき課題

本市は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、全国の小中学校と同様に令和2年（2020年）3月から5月末までにかけて、市内小中学校を臨時休業としました。

臨時休業期間中の学習は、児童生徒への課題提示による家庭学習を中心とし、中学校では教職員が作成した学習支援動画を動画配信サービスやケーブルテレビを使用して配信し、家庭学習を支援しました。

また、臨時休業の解除後は、再び臨時休業となる事態を想定し、家庭学習で使用するためのICT機器や学習用ドリルソフトを早急に調達し、家庭学習が円滑に実施できる体制の整備を進めました。

さらに、臨時休業による学びの遅れを取り戻すため、受験生である中学校3年生を対象に、オンライン学習サービスの無償提供を行っています。

この新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、家庭でのICT機器を活用した教育や臨時休業時に遠隔教育を実施できる環境整備を進め、感染症対策と両立しながら児童生徒の学びを保障する体制の整備をすることが喫緊の課題となりました。

また、ICT機器を活用した家庭学習を進める上では、家庭における通信環境整備が必要になります。現在、多くの家庭で通信環境が整備されていますが、経済的事情により整備ができていない家庭もあるため、各家庭の環境整備状況を把握し、必要となる支援策を講じる必要があります。

#### 施策を実現するための手段

- ① 感染症拡大等により臨時休業となる事態を想定し、家庭学習や遠隔教育を実施できる環境整備を行い、学びを保障する体制を整備します。
- ② ICT機器を活用した家庭学習や遠隔教育を実施するため、就学援助受給世帯へ通信環境の整備に必要な支援を行います。

## 第5章 計画の進行管理

### 1 進捗状況の把握

本計画の推進のために実施する施策については、定期的な点検とその結果のフィードバックによる進行管理を毎年度行います。本計画の進行管理は、成果指標を設定し、大府市義務教育推進協議会に取組の経過を報告し、委員の意見を次年度の改善策につなげながら目標の達成を目指します。

また、地教行法第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について、外部評価委員による「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を行い、その点検・評価の結果を大府市議会に提出するとともに、教育委員会の公式ウェブサイトを通して公表します。

児童生徒の健やかな成長を育む取組は、教育委員会のみならず、子育て、地域づくり、福祉、環境等の様々な分野を所管する他の部局においても行われます。より効果的で連携の取れた取組が可能となるよう、関係部局とともに相互の連携を密にして進捗状況を把握します。

### 2 目標値の考え方

6つの施策の方向性の下、成果指標を設定し、目標値を定めました。

目標値は、第6次大府市総合計画に掲げられている目標値及び各施策と整合を図って設定しています。

### 3 計画の見直し

教育を取り巻く課題は日々変化し、教育に対する市民のニーズも多様化することが予想されます。そのため、計画期間中に状況の変化や、新たに対応すべき課題が生じた場合は、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

### 4 計画の推進体制

本市は、平成29年度（2017年度）から、未来を切り開く人づくりと教育力の充実に図るため、生涯学習分野を市長部局に移管し、学校教育に特化した教育委員会体制に再編しました。

さらに、令和3年（2021年）4月1日に「大府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を施行し、市長部局が補助執行していた公民館、文化財保護等の事務を条例で市長部局に移管し、これらの事務を市長部局が管理し、及び執行する体制としました。

本計画の推進に当たっては、地教行法第1条の4に基づき設置する大府市総合教育会議において、市長と教育委員会が教育施策について協議・調整し、課題や方向性を共有・連携して効果的に教育施策を推進します。

5 成果指標一覧

施策の方向性	成果指標	評価対象	現状値	目標値	該当ページ
			(R01)	(R07)	
(1)命を大切にす豊かな心の育成【徳育】	全国学力・学習状況調査で「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	小学生	83.0%	85.0%	12
		中学生	79.2%	85.0%	
	☆不登校児童生徒の割合(不登校率)	小学生	0.70%	0.40%	
		中学生	5.16%	3.50%	
(2)個に応じた教育の推進【知育】	☆学校評価で「学校の授業がわかる」と回答した児童生徒の割合	小中学生	87.7%	毎年度90.0%以上	23
	全国学力・学習状況調査で全国平均点に達している科目数	小学校6年生	0/2	2/2	
		中学校3年生	3/3	3/3	
	タブレット端末を活用した授業実施数	小学校	1クラス 0.4コマ/日	1クラス 1コマ/日	
		中学校	1クラス 0.2コマ/日	1クラス 1コマ/日	
英語検定3級以上又はこれに相当するレベルの試験・資格を取得している生徒の割合	中学校3年生	62.8%	80.0%		
(3)健康・体力づくりの推進【体育】	学校保健統計調査で肥満度20%以上の児童生徒の割合	小学生	6.3%	4.5%	36
		中学生	7.3%	5.5%	
	全国体力・運動能力調査で全国平均値に達している種目数	小学校5年生男	2/8	8/8	
		小学校5年生女	3/8	8/8	
		中学校2年生男	4/8	8/8	
		中学校2年生女	4/8	8/8	

施策の方向性	成果指標	評価対象	現状値	目標値	該当ページ
			(R01)	(R07)	
(4) 社会に貢献しようとする態度の育成【協働】	☆中学生で年1回以上ボランティア活動をした生徒の割合	中学生	66.0%	72.0%	41
	全国学力・学習状況調査で「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合	小学生	68.5%	80.0%	
		中学生	59.7%	80.0%	
	学校評価で「いつも社会のルールやマナーを守っている」と回答した児童生徒の割合	小学生	92.9%	95.0%	
		中学生	93.8%	95.0%	
(5) 幼保児小中連携教育の推進	学校評価で「学校は積極的に家庭や地域との連携・協力を努めている」と回答した保護者の割合	保護者	84.8%	95.0%	49
	きらきらチャレンジの参加率	小学生	66.9%	90.0%	
		中学生	50.9%	90.0%	
(6) 教育環境の充実	学校評価で「学校は、特色ある学校づくりを行っていると思う」と回答した保護者の割合	保護者(小学生)	83.9%	95.0%	52
		保護者(中学生)	76.7%	95.0%	
	☆放課後クラブの待機児童数	小学生	0人	0人	

備考：☆印がついている成果指標は、第6次大府市総合計画に掲げられている指標と同じです。

## 資料編

資料 1	関連法令 （教育基本法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律）	68
資料 2	大府市義務教育推進協議会設置要綱	70
資料 3	大府市義務教育推進協議会委員名簿	71
資料 4	第3次大府市教育振興基本計画の策定経過	72
資料 5	児童生徒数・学級数の推移	73
資料 6	全国学力・学習状況調査質問回答結果	74
資料 7	不登校児童生徒数の推移	74
資料 8	レインボーハウスにおける相談件数の推移	75
資料 9	ICT 教育環境の現状	75
資料 10	学校生活支援員の配置状況	75
資料 11	要保護・準要保護児童生徒数の推移	75
資料 12	特別支援学級数・児童生徒数の推移	76
資料 13	外国人児童生徒数の推移	76
資料 14	う歯被患率	76
資料 15	全国体力・運動能力調査結果の推移	77
資料 16	肥満傾向の推移	78
資料 17	放課後クラブ・放課後児童クラブ入所児童数の推移	78

## 資料1 関連法令

### ①教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### ②地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

（1）地方公共団体の長

（2）教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



## 資料2 大府市義務教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 教育に関する諸問題を解決するため並びに教育の振興及び充実を図るため、大府市義務教育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査研究し、その結果を大府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 教育行政に関する事項
- (2) 教育振興のに関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 教育関係者
  - (2) 学識経験のある者
  - (3) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門的な事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(最初の協議会の招集)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、教育委員会が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

資料 3 大府市義務教育推進協議会委員名簿

(任期：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

区分	氏名	所属・職名等
会長	ときやす かずゆき 時安 和行	至学館大学 健康科学部 教授
副会長	やまもと かおる 山本 芳	大府市小中学校校長会 会長 大府小学校長
委員	にしむら としこ 西村 和子	教育委員
	とみた りょうへい 富田 良平	教育委員
	たけなか まり 竹中 万里	教育委員
	あさい よしふさ 浅井 宣亮	教育委員
	ながた つかさ 永田 司	教育委員
	さとう ひろし 佐藤 浩	大府市小中学校校長会 副会長 大府中学校長
	ながい なおみ 永井 直美	大府市幼保児小中連携教育研究会 北山小学校長
	はらた ふみひこ 原田 文彦	大府市特別支援教育部会 吉田小学校長
	あいば てつろう 相羽 徹郎	大府市PTA連絡協議会 代表 (神田小学校)
	じんどう いくえ 神藤 育枝	大府市PTA連絡協議会 小学校母親代表 (北山小学校)
	おおしま みきこ 大嶋 三紀子	大府市PTA連絡協議会 中学校母親代表 (大府中学校)
事務局	みやじま としお 宮島 年夫	教育長
	きがく さだお 木學 貞夫	教育部長
	すずき たつみ 鈴木 達見	指導主事
	あさだ いわお 浅田 岩男	学校教育課長
	ありが みちる 有賀 美智留	指導主事
	いのうえ あずま 井上 東	指導主事
	ふかや ゆうき 深谷 雄紀	学校教育課学校教育係長
	ぼんの はるひと 坂野 晴仁	学校教育課学校教育係主査

資料 4 第3次大府市教育振興基本計画の策定経過

開催日	会議名	内 容
令和2年1月28日	令和元年度 第2回大府市義務教育推進協議会	第3次大府市教育振興基本計画の策定方針について
令和2年3月11日	令和2年3月定例教育委員会	第3次大府市教育振興基本計画の策定方針について
令和2年6月18日	令和2年度 第1回大府市義務教育推進協議会	①第6次大府市総合計画の概要について ②第3次大府市教育振興基本計画策定方針について ③第2次大府市教育振興基本計画の達成状況と現状・課題について
令和2年10月30日	令和2年度 第2回大府市義務教育推進協議会	第3次大府市教育振興基本計画案について
令和2年11月9日	令和2年11月定例教育委員会	第3次大府市教育振興基本計画案について
令和2年12月14日	大府市議会厚生文教委員協議会 で報告	第3次大府市教育振興基本計画（案）の策定に伴うパブリックコメントの実施について
令和2年12月18日	大府市議会全員協議会で報告	第3次大府市教育振興基本計画（案）の策定に伴うパブリックコメントの実施について
令和2年12月19日	計画案のパブリックコメント開始 (令和3年1月19日まで)	
令和3年2月1日	令和2年度 第3回大府市義務教育推進協議会	パブリックコメントの結果を踏まえた第3次大府市教育振興基本計画の最終案について
令和3年2月8日	令和3年2月定例教育委員会	第3次大府市教育振興基本計画の決定について
令和3年2月15日	令和2年度 大府市総合教育会議	第3次大府市教育振興基本計画について市長と教育委員会で協議

資料 5 児童生徒数・学級数の推移（各年度5月1日現在）

(人、学級)

年 度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
大府小	児童数	812	794	780	763	761	725	727	757
	学級数	26	26	27	26	26	27	26	27
大東小	児童数	539	533	522	515	506	480	483	467
	学級数	21	21	21	21	22	21	21	19
神田小	児童数	420	407	407	400	409	418	403	401
	学級数	15	15	16	15	15	17	17	15
北山小	児童数	673	672	667	672	695	691	702	704
	学級数	22	22	22	21	23	23	24	24
東山小	児童数	382	347	356	360	398	397	413	430
	学級数	14	13	13	12	15	16	22	19
共和西小	児童数	402	452	509	591	661	715	748	803
	学級数	15	16	18	20	21	23	24	28
共長小	児童数	628	616	622	663	683	715	729	759
	学級数	21	22	22	23	23	25	27	28
吉田小	児童数	475	463	462	470	470	465	452	443
	学級数	17	17	17	17	17	17	16	16
石ヶ瀬小	児童数	1,163	1,209	1,145	1,112	1,078	1,075	1,049	990
	学級数	37	39	37	37	37	37	36	36
小学校計	児童数	5,494	5,493	5,470	5,546	5,661	5,681	5,706	5,754
	学級数	188	191	193	192	199	206	213	212
大府中	生徒数	917	932	950	964	934	926	887	889
	学級数	27	28	28	29	28	28	27	28
大府西中	生徒数	514	518	579	604	628	590	595	594
	学級数	17	17	18	19	20	19	21	21
大府北中	生徒数	763	770	737	714	703	731	780	833
	学級数	24	24	23	23	22	22	24	25
大府南中	生徒数	486	493	502	445	433	375	395	371
	学級数	16	17	16	14	15	14	14	13
中学校計	生徒数	2,680	2,713	2,768	2,727	2,698	2,622	2,657	2,687
	学級数	84	86	85	85	85	83	86	87
合 計	児童生徒数	8,174	8,206	8,238	8,273	8,359	8,303	8,363	8,441
	学級数	272	277	278	277	284	289	299	299

資料: 学校基本調査

※学級数は特別支援学級を含む

資料 6 全国学力・学習状況調査質問回答結果

(%)

項目	学 年	小学校6年生			中学校3年生		
		大府市	愛知県	全国	大府市	愛知県	全国
自分にはよいところがある		83.0	81.6	81.2	79.2	74.8	74.1
人が困っているところを見かけたら助ける		89.0	88.4	87.9	88.8	86.8	85.9
いじめはどんな理由があってもいけないことだ		97.2	97.0	97.1	93.0	94.0	95.1
朝食を毎日食べている		96.5	95.3	95.3	94.3	93	93.1
今住んでいる地域の行事に参加している		68.5	70.9	68.0	59.7	50.9	50.6
学校のきまり(規則)を守っている		94.1	93.7	92.3	97.7	96.6	96.2
将来の夢や目標をもっている		83.4	83.0	83.8	71.7	67.6	70.5

資料:令和元年度全国学力・学習状況調査

「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合  
 本文又は成果指標に関わる項目のみを掲載

資料 7 不登校児童生徒数の推移 (児童生徒数は各年度5月1日現在、不登校数は各年度末現在)

年 度	小学校			中学校			全 体		
	児童数 (人)	不登校数 (人)	不登校率 (%)	児童数 (人)	不登校数 (人)	不登校率 (%)	児童生徒数 (人)	不登校数 (人)	不登校率 (%)
H11	4,159	18	0.43	2,264	66	2.92	6,423	84	1.31
H12	4,168	25	0.60	2,227	55	2.47	6,395	80	1.25
H13	4,177	13	0.31	2,193	64	2.92	6,370	77	1.21
H14	4,322	15	0.35	2,104	96	4.56	6,426	111	1.73
H15	4,464	13	0.29	2,039	87	4.27	6,503	100	1.54
H16	4,552	11	0.24	2,017	73	3.62	6,569	84	1.28
H17	4,776	13	0.27	2,064	68	3.29	6,840	81	1.18
H18	4,873	16	0.33	2,140	61	2.85	7,013	77	1.10
H19	5,083	22	0.43	2,178	80	3.67	7,261	102	1.40
H20	5,230	32	0.61	2,263	73	3.23	7,493	105	1.40
H21	5,329	25	0.47	2,324	72	3.10	7,653	97	1.27
H22	5,455	17	0.31	2,375	66	2.78	7,830	83	1.06
H23	5,438	23	0.42	2,479	88	3.55	7,917	111	1.40
H24	5,482	32	0.58	2,519	85	3.37	8,001	117	1.46
H25	5,494	21	0.38	2,680	71	2.65	8,174	92	1.13
H26	5,493	23	0.42	2,713	99	3.65	8,206	122	1.49
H27	5,470	31	0.57	2,768	99	3.58	8,238	130	1.58
H28	5,546	33	0.60	2,727	103	3.78	8,273	136	1.64
H29	5,661	33	0.58	2,698	127	4.71	8,359	160	1.91
H30	5,681	42	0.74	2,622	132	5.03	8,303	174	2.10
R01	5,706	40	0.70	2,657	137	5.16	8,363	177	2.12

資料:児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

資料 8 レインボーハウスにおける相談件数の推移

(件)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
1 学 期	373	384	424	487	583	596	597	577
2 学 期	375	382	380	465	608	564	650	559
3 学 期	274	328	321	371	415	393	400	374
合 計	1,022	1,094	1,125	1,323	1,606	1,553	1,647	1,510

資料:学校教育課

資料 9 ICT教育環境の現状 (令和2年度末現在)

項 目	区 別	台 数	備 考
電子黒板設置台数	小学校	249台	普通教室・特別支援学級・特別教室に設置
	中学校	117台	
タブレットパソコン設置台数	小学校	2,297台	小学校3年生以上に2人に1台の割合で設置
	中学校	1,505台	

資料:学校教育課

資料 10 学校生活支援員の配置状況

(人)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
スクールライフサポーター	19	19	19	21	21	21	21	21
通常学級特別支援員	8	8	10	10	10	11	11	11
特別支援学級補助員	14	15	18	18	20	19	19	20
合 計	41	42	47	49	51	51	51	52

資料:学校教育課

資料 11 要保護・準要保護児童生徒数の推移 (各年度末現在)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
児童生徒数(人)	8,050	8,174	8,200	8,246	8,350	8,307	8,299	8,377
認定児童生徒数(人)	638	639	631	588	546	537	489	481
認定率(%)	7.93	7.82	7.70	7.13	6.54	6.46	5.89	5.74

資料:学校教育課

資料12 特別支援学級数・児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）

(人、学級)

年 度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
小学校	児童数	95	100	115	118	129	136	153	158
	学級数	22	22	24	28	29	33	38	40
中学校	生徒数	43	45	46	43	38	43	35	52
	学級数	10	9	10	9	10	9	10	12
合 計	児童生徒数	138	145	161	161	167	179	188	210
	学級数	32	31	34	37	39	42	48	52

資料:学校基本調査

資料13 外国人児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）

(人)

年 度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
小学校	児童数	66	62	55	57	73	77	70	73	88
中学校	生徒数	41	40	37	31	33	34	44	43	40
合 計		107	102	92	88	106	111	114	116	128

資料:学校基本調査

資料14 う歯被患率

(%)

学年	項目	大府市			愛知県			全 国		
		処置完了者	未処置者	計	処置完了者	未処置者	計	処置完了者	未処置者	計
	小学校5年生	19.7	17.3	37.0	22.6	15.3	37.9	24.9	20.0	44.9
	中学校2年生	6.2	4.1	10.3	15.0	8.5	23.5	19.4	13.8	33.2

資料:令和元年度学校保健統計調査

## 資料15

## 全国体力・運動能力調査結果の推移

種目		年度	H29			H30			R01		
			大府市	愛知県	全国	大府市	愛知県	全国	大府市	愛知県	全国
握力(kg)	小5男		16.5	15.8	16.5	16.0	15.8	16.5	16.5	15.7	16.4
	女		15.7	15.5	16.1	15.4	15.6	16.2	16.2	15.6	16.1
	中2男		28.2	28.1	28.9	28.4	28.0	28.8	29.0	27.8	28.7
	女		24.0	23.6	23.8	23.5	23.7	23.9	23.8	23.4	23.8
上体起こし(回)	小5男		18.4	18.4	19.9	18.1	18.6	20.0	18.5	18.3	19.8
	女		17.5	17.4	18.8	16.9	17.7	19.0	18.0	17.6	19.0
	中2男		27.4	26.7	27.5	27.7	26.6	27.4	26.8	26.1	27.0
	女		23.9	23.4	23.7	24.0	23.5	23.9	23.6	23.2	23.7
長座体前屈(cm)	小5男		33.2	33.0	33.2	32.4	32.9	33.3	34.0	32.9	33.2
	女		37.5	37.1	37.4	36.8	37.1	37.6	38.0	37.1	37.6
	中2男		45.1	43.0	43.2	45.5	43.6	43.4	42.3	43.3	43.5
	女		47.1	45.9	45.9	46.9	46.3	46.2	46.9	46.3	46.3
反復横跳び(点)	小5男		40.1	40.4	42.0	39.7	40.6	42.1	39.5	40.2	41.7
	女		38.5	38.9	40.1	38.0	39.0	40.3	38.4	38.7	40.1
	中2男		53.1	51.6	51.9	53.1	51.9	52.2	53.9	51.6	51.9
	女		48.1	46.8	46.8	48.0	47.5	47.4	48.9	47.5	47.3
持久走(秒)	1500m	中2男	382.7	395.4	391.2	389.1	397.3	392.7	394.9	405.6	399.0
	1000m	女	286.0	288.7	287.4	291.1	288.6	286.9	295.3	292.4	289.8
20mシャトルラン(回)	小5男		48.5	47.8	52.2	45.1	47.3	52.2	46.4	45.5	50.3
	女		39.5	38.0	41.6	36.4	38.0	41.9	38.0	36.4	40.8
50m走(秒)	小5男		9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.5	9.5	9.4
	女		9.7	9.7	9.6	9.5	9.6	9.6	9.6	9.7	9.6
	中2男		8.2	8.1	8.0	8.1	8.1	8.0	8.1	8.1	8.0
	女		9.0	8.9	8.8	8.8	8.8	8.8	9.0	8.9	8.8
立ち幅とび(cm)	小5男		148.2	150.3	151.7	150.3	151.1	152.2	147.7	150.5	151.5
	女		141.7	145.6	145.5	144.2	146.2	146.0	144.3	145.6	145.7
	中2男		193.6	192.0	194.5	193.6	193.7	195.6	202.4	193.0	195.0
	女		167.1	168.3	168.6	167.7	170.7	170.3	175.7	170.2	169.9
ソフトボール投げ	(初)	小5男	22.4	21.4	22.5	21.4	21.0	22.2	21.4	20.3	21.6
ハンドボール投げ	(初)	女	14.0	13.5	13.9	12.5	13.3	13.8	13.3	13.0	13.6
	(初)	中2男	19.9	20.0	20.6	19.4	20.0	20.6	19.3	19.7	20.4
	(初)	女	12.6	13.1	13.0	12.3	13.0	13.0	12.3	13.0	13.0
体力合計点	小5男		52.6	52.3	54.2	51.6	52.6	54.2	52.1	51.7	53.6
	女		54.4	54.1	55.7	53.2	54.2	56.0	54.6	53.7	55.6
	中2男		41.7	40.4	42.1	41.8	40.6	42.3	40.9	39.9	41.7
	女		49.0	49.3	50.0	49.3	49.8	50.6	49.6	49.4	50.2

資料:全国体力・運動能力調査

※網掛けは、全国平均値に達している種目を示します。



資料16 肥満傾向の推移

年 度	H28	H29	H30	R01
小学生(市平均)	5.3%	5.3%	5.7%	6.3%
中学生(市平均)	7.5%	7.5%	6.6%	7.3%

資料:学校保健統計調査

肥満傾向は、肥満度20%以上の者の割合  

$$\text{肥満度} = (\text{実測体重}(\text{kg}) - \text{身長別標準体重}(\text{kg})) / \text{身長別標準体重}(\text{kg}) \times 100(\%)$$

資料17 放課後クラブ・放課後児童クラブ入所児童数の推移 (各年度4月1日現在)

年 度	対象学年	児童数 (1~6年)	対象 児童数(人)	公設入所 (人)	公設入所 割合(%)	民間入所 (人)	全入所 児童数(人)	全入所 割合(%)
H18	4年生まで	4,873	3,333	654	19.6	35	689	20.7
H19	5年生まで	5,083	4,295	749	17.4	37	786	18.3
H20	6年生まで	5,230		800	15.3	45	845	16.2
H21	6年生まで	5,323		800	15.0	38	838	15.7
H22	6年生まで	5,454		793	14.5	48	841	15.4
H23	6年生まで	5,453		847	15.5	51	898	16.5
H24	6年生まで	5,505		796	14.5	58	854	15.5
H25	6年生まで	5,491		921	16.8	58	979	17.8
H26	6年生まで	5,495		985	17.9	59	1,044	19.0
H27	6年生まで	5,470		1,106	20.2	65	1,171	21.4
H28	6年生まで	5,543		1,184	21.4	80	1,264	22.8
H29	6年生まで	5,661		1,227	21.7	87	1,314	23.2
H30	6年生まで	5,680		1,298	22.9	89	1,387	24.4
R01	6年生まで	5,709		1,421	24.9	87	1,508	26.4
R02	6年生まで	5,747		1,317	22.9	110	1,427	24.8

資料:おおぶの統計

## 大府市・大府市教育委員会

〒474-8701 大府市中央町五丁目70番地

TEL:0562(46)3332 FAX:0562(44)0020

E-mail: [gakkyo@city.obu.lg.jp](mailto:gakkyo@city.obu.lg.jp)